第２期小諸市子ども・子育て支援事業計画
令和２年度～令和６年度

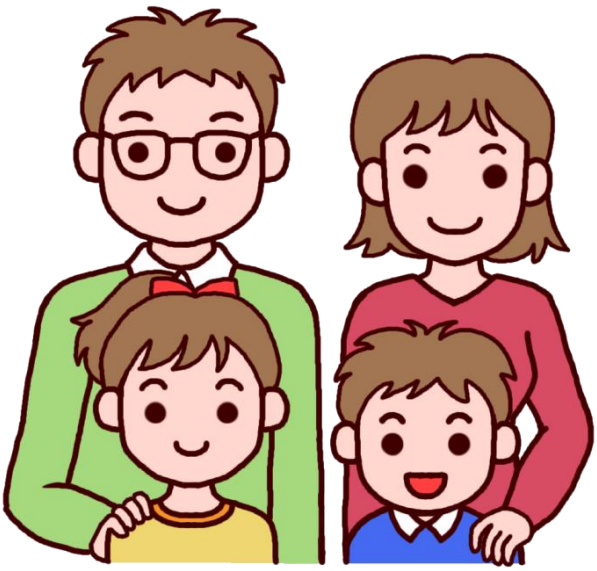

令和２年３月

長野県小諸市

は じ め に

近年、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、社会・経済へも大きな影響を与えています。このような社会情勢の中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもと子育てを取り巻く環境も大きく変化し、子どもの健やかな育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが必要となっています。

本市では、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境の整備を図るため、平成27年度から５年間の計画として「小諸市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年３月に策定し、地域のニーズに合った質の高い幼児期の教育・保育の提供及び地域の子育て支援に関わる取組みを推進してきました。

また、この間、働き方改革が叫ばれ、子育て環境や保育ニーズの多様化が進み、国においては、令和元年１０月から「幼児教育・保育の無償化」をスタートして、家庭における負担や不安、孤立化を和らげ、安心して子育てできる環境の一層の整備を推進しているところです。

このような状況の中、本市では、この５年間の計画における取組みの成果や課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和２年度から６年度までを計画期間とする「第２期　小諸市子ども・子育て支援事業計画」をこのたび策定しました。本計画は、前計画の基本理念である「子どもが輝き　やさしさつながる　笑顔あふれる　小諸市」を継承し、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、きめ細かく、切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組んでいきます。それによって地域全体で子育てを支援し、小諸市の発展に欠かせない、元気でやさしく、また心豊かでたくましい子どもが育つまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、活発な審議をいただいた「小諸市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査等にご協力いただきました市民の皆様に心より御礼申し上げます。

令和２年３月

小諸市長　小泉俊博

＜目　　次＞

第1章　計画の概要 1
　1．計画策定の趣旨と背景 1
　2．計画の法的根拠と位置付け 3
　3．計画の期間 3
第2章　子ども・子育てを取り巻く現状 5
　1．統計による小諸市の状況 5
　2．ニーズ調査結果 10
　3．市内施設の利用状況 18
　4．事業の進捗状況（第1期計画期間） 19
　5．子ども・子育て支援の課題 25
第3章　計画の基本的な考え方 28
　1．計画の基本理念 28
　2．計画の基本目標 28
　3．教育・保育提供区域の設定 29
第4章　施策の展開 30
　第2期　小諸市子ども・子育て支援事業計画の体系 30
　1．子どもが安心して育つまち 32
　1号認定 34
　2号認定 35
　3号認定（0歳児） 35
　3号認定　（1・2歳児） 35
　2．子どもがたくましく心豊かに育つまち 41
　3．子どもと子育て家庭が住みよいまち 45
　4．子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち 47
第5章　計画の推進体制 53
　1．市民や関係団体等との連携 53
　2．市民や企業・関係団体等に分かりやすい子育て支援情報の発信 53
　3．進行管理 53
用語解説 55
資料編 59
　1．小諸市子ども・子育て会議条例 59
　2．小諸市子ども・子育て会議委員名簿 61
　3．小諸市子ども・子育て会議開催経過 62

第１章　計画の概要

１．計画策定の趣旨と背景

（１）子ども・子育て支援新制度の施行以前

わが国の少子化対策は、平成元年に合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に子どもを生む指標）が過去最低（当時）となった「1.57 ショック」が契機となりました。

新たな少子化対策として「エンゼルプラン」（平成６年 12 月策定）、「新エンゼルプラン」（平成 11 年 12 月策定）、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年７月から段階施行）、「少子化社会対策基本法」（平成 15 年９月施行）等を打ち出し、さらに「少子化社会対策大綱」（平成 16 年６月閣議決定）、「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」（平成 19 年 12 月）等を定め、子育て支援施策を展開しました。

この間、合計特殊出生率は平成 17 年に 1.26 まで落ち込みましたが、平成 18 年には回復の兆しもみえはじめました。国では、合計特殊出生率の回復基調を確かなものにするため、「新たな少子化社会対策大綱『子ども・子育てビジョン』」（平成 22 年１月閣議決定）を定め、それまでの「少子化対策」から「子ども・子育て」への転換、「子どもの最善の利益の実現（チルドレンファースト）」と「生活と仕事と子育ての調和」の視点を重視し、社会全体で子育てを支え、個人の希望が叶う社会の実現を目指す方針を打ち出しました。

この方針の下、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を目的とする「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連３法」が平成 24 年８月に制定され、関連３法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度に施行されました。

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新しい制度です。

【子ども・子育て関連３法】

●子ども・子育て支援法
●認定こども園法の一部改正法
●子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記２法に伴う児童福祉法ほかの改正）

平成 27 年４月　子ども・子育て支援新制度　施行

（２）計画の策定以降

全国の市町村では、子ども・子育て支援新制度の着実な推進に向けて、各市町村が策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を平成 27 年度から実施しています。小諸市でも、平成 27 年３月に「第１期小諸市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

国では、「2060 年代の人口 1 億人の維持」という目標を掲げるとともに、平成 28 年に「ニッポン一億総活躍社会の実現」という将来像を示し、経済政策と子育て支援を車の両輪に例え、２つの政策の一体的な推進によって活力ある社会の維持を図ろうとしています。

この一環として、令和元年 10 月からは幼児教育・保育無償化の実施、保育所等の待機児童の解消、放課後児童クラブの拡充、多様な保育ニーズへの一層の対応等、子ども・子育てに関する一層の取り組みを進めています。

【第１期計画期間における国の主な動向】

平成 27 年	少子化社会対策大綱の改定（３月）（平成 16 年、22 年に続く、３回目）
	●少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針 ●５つの重点課題への取り組み（子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化）
	子ども・子育て本部の設置（４月）
	●内閣府に、少子化社会対策大綱の推進、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のための組織を新設。本部長は内閣府特命担当大臣（少子化対策）
平成 28 年	ニッポン一億総活躍プランの策定（６月）
	●「一億総活躍社会」の実現に向けた 10 年間のロードマップ（平成 28 年度～令和 7 年度（2025 年度）） ●目標①希望出生率 1.8 の実現、目標②介護離職ゼロの実現、目標③国の代表的な経済指標である GDP（国内総生産）600 兆円の実現
	児童福祉法の一部改正（10 月から段階施行）
	●子どもを児童福祉の対象から児童福祉を受ける「権利主体」に転換（子どもの権利条約に準拠） ●市町村に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）設置の努力義務を規定（注：ニッポン一億総活躍プランでは、令和２年度末までの全国での設置を目指す） ●児童虐待防止対策の強化（要保護児童対策地域協議会に専門職を配置、政令で定める特別区に児童相談所の設置、市町村は支援のための拠点整備に努める等）
平成 29 年	子育て安心プランの公表（６月）
	●待機児童の解消：遅くとも、令和２年度末までに全国の待機児童の解消が目標 ●５年間で「M字カーブ」を解消：平成 30 年度から令和４年度末（2022 年度末）までに女性就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備（注：新しい経済政策パッケージでは、令和２年度末（2020 年度末）までに前倒しで整備することとした）

	新しい経済政策パッケージの策定（12 月）
	●少子高齢化に立ち向かう「人づくり革命」と「生産性革命」をパッケージとする経済政策 ●「人づくり革命」は、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等、2 兆円規模の政策を盛り込み、社会保障制度を高齢者中心から全世代型に改革 ●施策の財源として、令和元年 10 月の消費税率 10%への引き上げによる財源の活用、子ども・子育て拠出金を 0.3 兆円増額
平成 30 年	子ども・子育て支援法一部改正（４月施行）
	●事業主拠出金の率の上限の引き上げ ●事業主拠出金の充当対象の拡大 ●市区町村の待機児童解消等の取り組みへの支援（都道府県の協議会設置等）
令和元年	子ども・子育て支援法一部改正（10 月施行）
	●幼児教育・保育の無償化

２．計画の法的根拠と位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、同時に「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の内容を合わせ持った計画となっているほか、母子保健法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律などを踏まえ、子どもが健やかに育つために必要な施策を推進する計画として位置付けるものです。

また本計画は、小諸市の全ての計画・事業の基本となる「小諸市総合計画」を上位計画として整合性を保ちながら、関連分野の個別計画との連携を図るものです。

３．計画の期間

本計画の期間は令和２年度（2020 年度）から令和６年度（2024 年度）までの５年間です。なお、計画期間中に大幅な法制度の改正や社会状況の大きな変化が生じた場合、必要に応じて見直しを行います。

【子ども・子育てに関連する計画の期間】

	平成 17 年度～ 平成 21 年度	平成 22 年度～ 平成 26 年度	平成 27 年度～ 令和元年度	令和２年度～ 令和６年度 （2020～2024）
次世代育成支援地域行動計画（前期）	▶			
次世代育成支援地域行動計画（後期）		▶		
子ども・子育て支援事業計画（第１期）			▶	
子ども・子育て支援事業計画（第２期）				**本計画** ▶

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

１．統計による小諸市の状況

（１）人口・世帯の状況

①人口の推移

小諸市の人口は緩やかに減少しています。直近５年の推移をみると、平成 27 年の 43,299 人から令和元年には 42,344 人に減少し、３区分別人口では老年人口（65 歳以上）の増加と、年少人口（０～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）の減少がみられます。

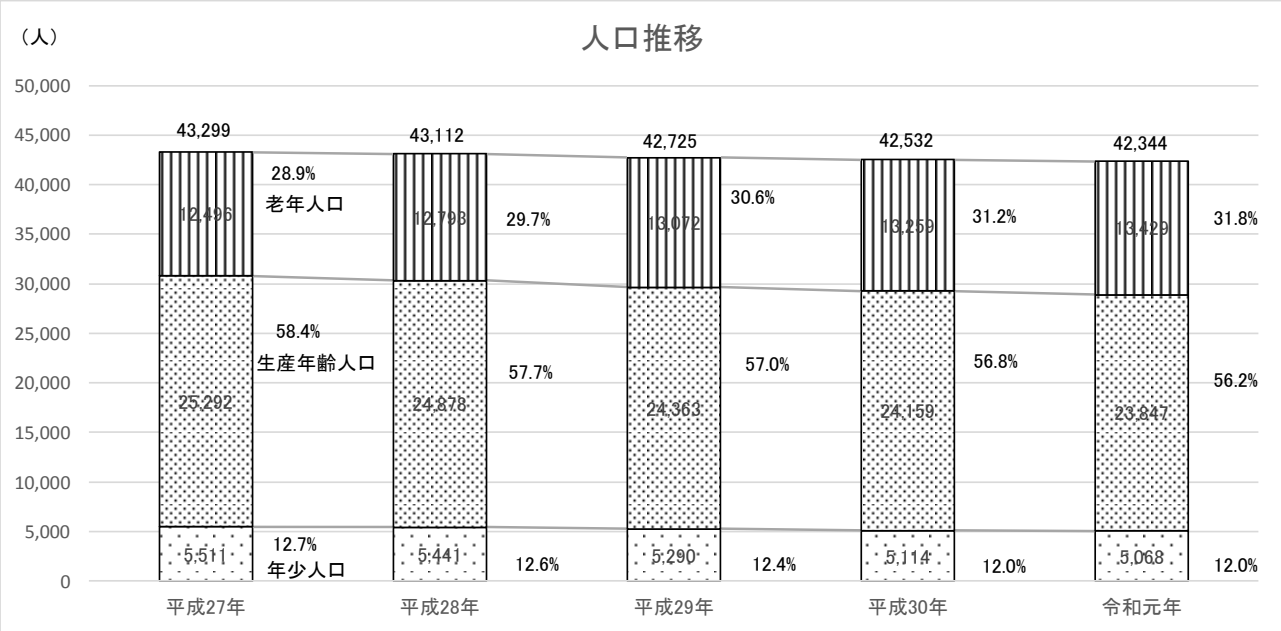

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

②人口動態

小諸市の近年の人口動態（人口増減）については、自然動態（出生・死亡）は死亡数が出生数を上回り自然減となり、また、社会動態（転入・転出）は、転出数が転入数を上回り社会減となっています。自然動態、社会動態がともに減少しており、今後も人口動態は減少傾向が続くことが推測されます。

区分／年度	自然動態（人）			社会動態（人）			増減計（人）
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 26 年	319	482	▲163	1,484	1,452	32	▲131
平成 27 年	305	500	▲195	1,504	1,520	▲16	▲211
平成 28 年	305	523	▲218	1,385	1,542	▲157	▲375
平成 29 年	284	509	▲225	1,396	1,500	▲104	▲329
平成 30 年	296	503	▲207	1,543	1,538	5	▲202

資料：人口動態統計 住民基本台帳人口異動報告

③世帯数と世帯当たり人員の推移

人口減少の一方で世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年の 18,330 世帯から令和元年には 18,771 世帯に増加しています。世帯当り人員は減少し、世帯規模の縮小と核家族化が進んでいます。

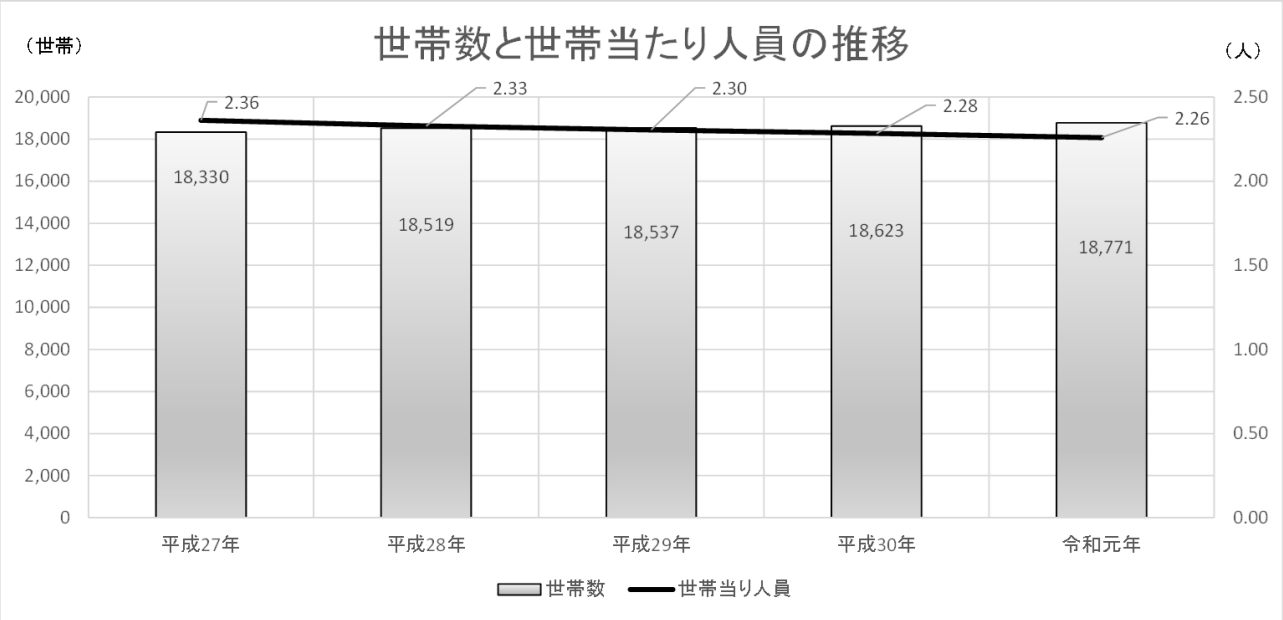

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）女性の就労等の状況

①女性の就業率

平成27年の就業率は、男性68.0%、女性50.0%となっており、女性の２人に１人は就業していることになります。

男女別就業率（平成 27 年）

	総数（人）(a)	労働力人口（人）			15 歳以上の人口における就業率の割合（%）(b/a)
		総数	就業者(b)	完全失業者	
男性	17,806	12,679	12,106	573	68.0
女性	19,150	9,822	9,581	241	50.0

資料：国勢調査

②女性の年齢階級別労働力率の推移

平成 27 年における女性の年齢別就業率をみると、小諸市、長野県、全国ともM字型の就業状況を示しています。25 歳～29 歳で高い就業率を示しますが、30～34 歳で低下し、40～44 歳で再び上昇します。これは、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルを反映したものです。

県、市とも全国の数値をおおむね上回っています。市の数値は県の数値とほぼ重なっています。

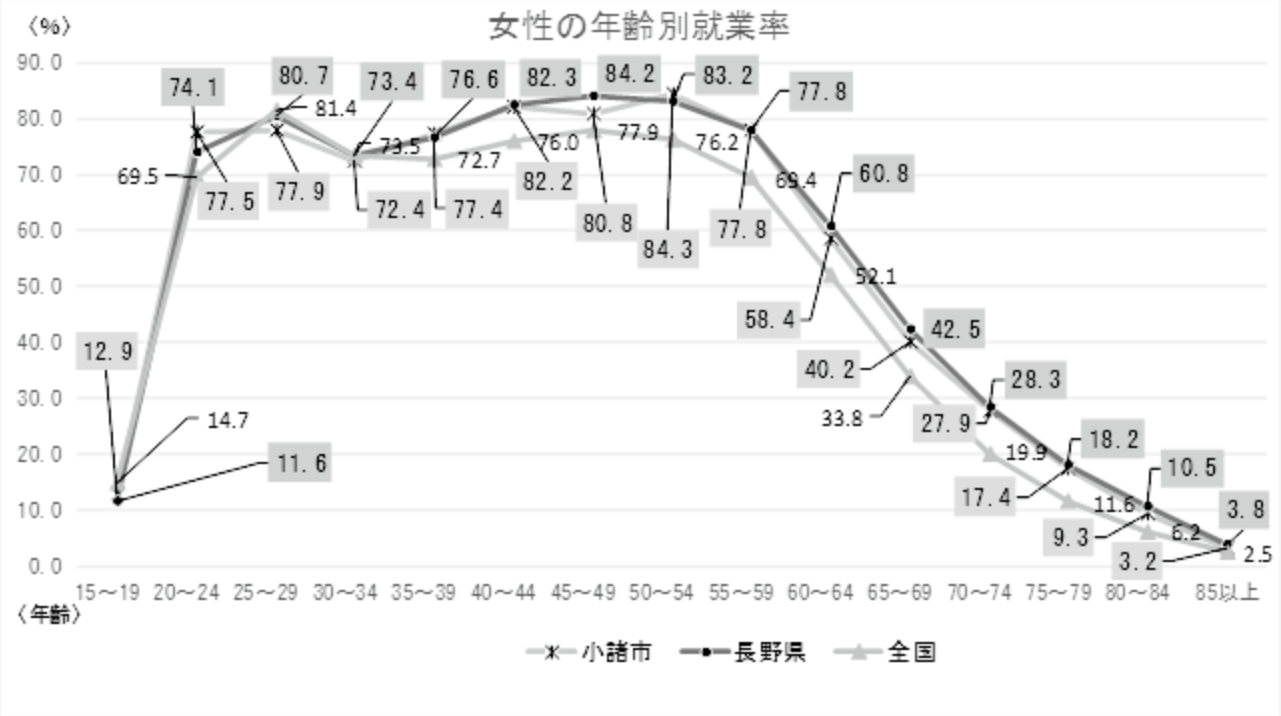

年齢（歳）	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85 以上
小諸市	12.9	77.5	77.9	72.4	77.4	82.2	80.8	84.3	77.8	58.4	40.2	27.9	17.4	9.3	3.2
長野県	11.6	74.1	80.7	73.4	76.6	82.3	84.2	83.2	77.8	60.8	42.5	28.3	18.2	10.5	3.8
全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	33.8	19.9	11.6	6.2	2.5

資料：国勢調査

③産業別就業者

平成 27 年の産業別就業者割合は、「製造業」23.4%が最も高く、次いで「卸売・小売業」15.7%、「医療、福祉」14.2%の順となっています。

女性の産業別就業者割合では「医療、福祉」が 21.5%、「卸売、小売業」が 15.8%、「製造業」が 15.0%の順となっています。女性の就業者が男性の就業者を上回る業種は、「医療、福祉」で 74.6%を女性が占めるのをはじめ、「宿泊業、飲食サービス業」「教育、学習支援業」「生活関連サービス業、娯楽業」「金融業、保険業」などとなっています。

区分		総数(a)		女性(b)		
		人数	構成比	人数	構成比	b/a
総数		20,087	100	8,809	100	43.9
第1次産業	計	3,815	21.2	1,459	16.4	38.2
	農業、林業	1,929	10.7	733	8.3	38.0
	うち農業	1,886	10.5	726	8.2	38.5
	漁業	0	0.0	0	0.0	0.0
第2次産業	計	5,547	38.3	1,540	17.3	27.8
	鉱業、砂利採取業	2	0.0	1	0.0	50.0
	建設業	1,328	7.4	208	2.3	15.7
	製造業	4,217	23.4	1,331	15.0	31.6
第3次産業	計	11,737	65.1	6,139	69.1	52.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	161	0.9	17	0.2	10.6
	情報通信業	97	0.5	37	0.4	38.1
	運輸業、郵便業	772	4.3	108	1.2	14.0
	卸売業、小売業	2,835	15.7	1,404	15.8	49.5
	金融業、保険業	300	1.7	174	2.0	58.0
	不動産業、物品賃貸業	172	1.0	70	0.8	40.7
	学術研究、専門・技術サービス業	331	1.8	129	1.5	39.0
	宿泊業、飲食サービス業	1,053	5.8	681	7.7	64.7
	生活関連サービス業、娯楽業	711	3.9	434	4.9	61.0
	教育、学習支援業	849	4.7	520	5.9	61.2
	医療、福祉	2,558	14.2	1,908	21.5	74.6
	複合サービス事業	290	1.6	106	1.2	36.6
	サービス業(他に分類されないもの)	1,084	6.0	351	4.0	32.4
	公務(他に分類されるものを除く)	524	2.9	200	2.3	38.2
分類不能の産業		874	4.8	397	4.5	45.4

＊ 従業市区町村「不詳・外国」及び従業地「不詳」で当地に常住している者を含むため前掲「男女別就業率」表中、労働力人口の就業者数と同数になりません。

資料：国勢調査

（３）児童人口の推移と推計

小諸市全体の児童人口（０～11 歳）の推移をみると、平成 27 年から令和元年にかけて減少しています。令和２年からの推計でも減少していく見込みとなっており、令和６年には 3,550 人と、令和２年からの６年までに 305 人減少することが見込まれます。

	実績値					推計値				
年齢	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	302	291	274	294	286	275	270	265	262	258
1歳	314	294	288	284	295	286	275	270	266	262
2歳	350	312	290	290	282	294	285	274	269	265
3歳	332	342	312	283	280	276	288	279	268	263
4歳	325	334	348	322	324	294	290	302	293	282
5歳	366	327	333	351	340	330	299	295	308	299
6歳	361	370	323	328	328	333	323	293	289	301
7歳	355	365	368	324	327	328	334	323	294	290
8歳	375	362	361	367	366	338	340	345	335	304
9歳	390	380	357	361	365	365	338	339	344	334
10歳	373	396	380	355	362	366	367	339	340	346
11歳	390	377	394	381	379	369	373	374	345	347
計	4,233	4,150	4,028	3,940	3,934	3,855	3,780	3,699	3,613	3,550

資料：実績値は住民基本台帳（各年４月１日）、推計値はコーホート変化率法による人口推計結果。
コーホート変化率法とは各コーホート(同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

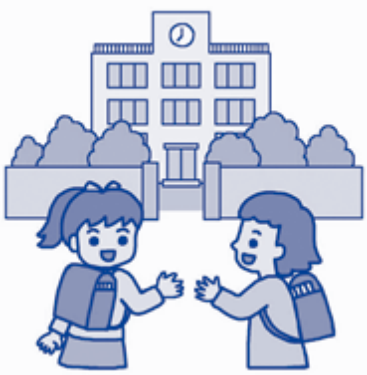

２．ニーズ調査結果

（１）調査の実施概要

この調査は「第２期小諸市子ども子育て支援事業計画」の策定に伴い、本市における子ども・子育て支援に関する実態や要望・意見を把握するために行いました。

項　目	区　分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童のいる世帯	2,000 票	1,000 票	50.0%
	小学生のいる世帯	2,140 票	1,188 票	55.5%
調査期間	平成 31 年2月 14 日 ～ 平成 31 年2月 28 日			
調査方法	郵送による配付・回収			

・以降調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。

・N は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。

・百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100%として算出し、本文及び図表の数字はすべて小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位まで表記します。このため、各項目の合計が 100%にならないこと、複数項目の合算値が 0.1%の範囲で異なること、複数回答の設問では各項目の合計が 100%を超えることがあります。

（２）調査結果から見る子育て家庭の状況と意識

①子育て（教育を含む）を主に行っている方

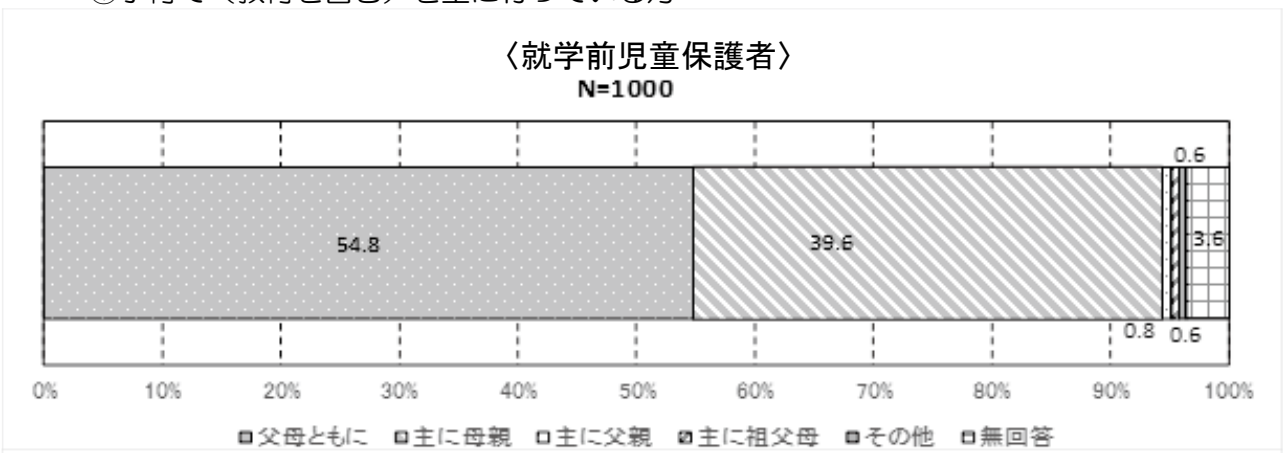

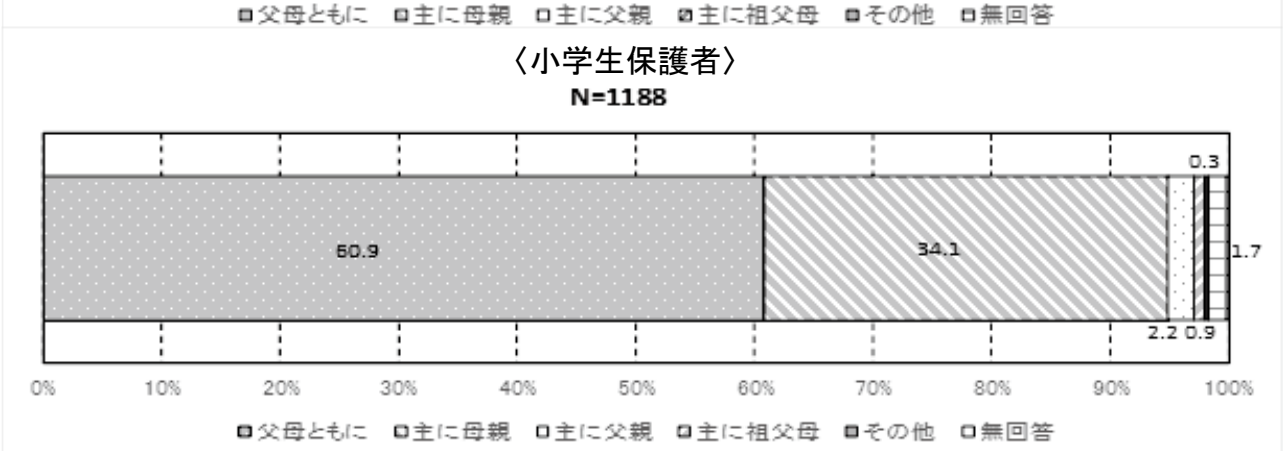

就学前児童及び小学生の保護者ともに「父母ともに」が最も多く、それぞれ 54.8%、60.9%となっています。

②気軽に相談できる相手【複数回答】

〈就学前児童保護者〉

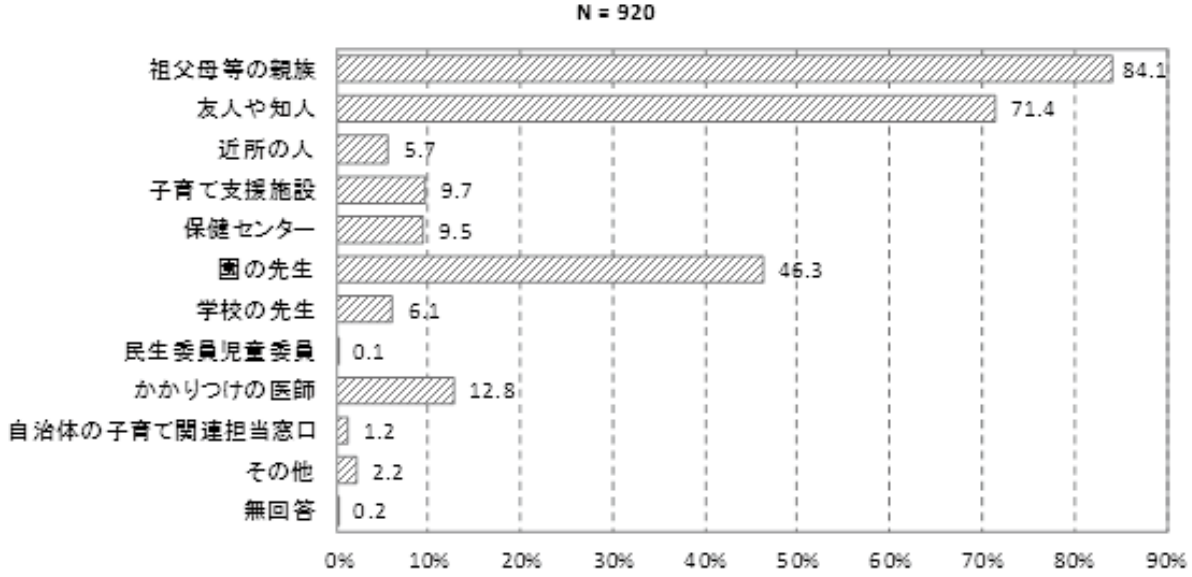

〈小学生保護者〉

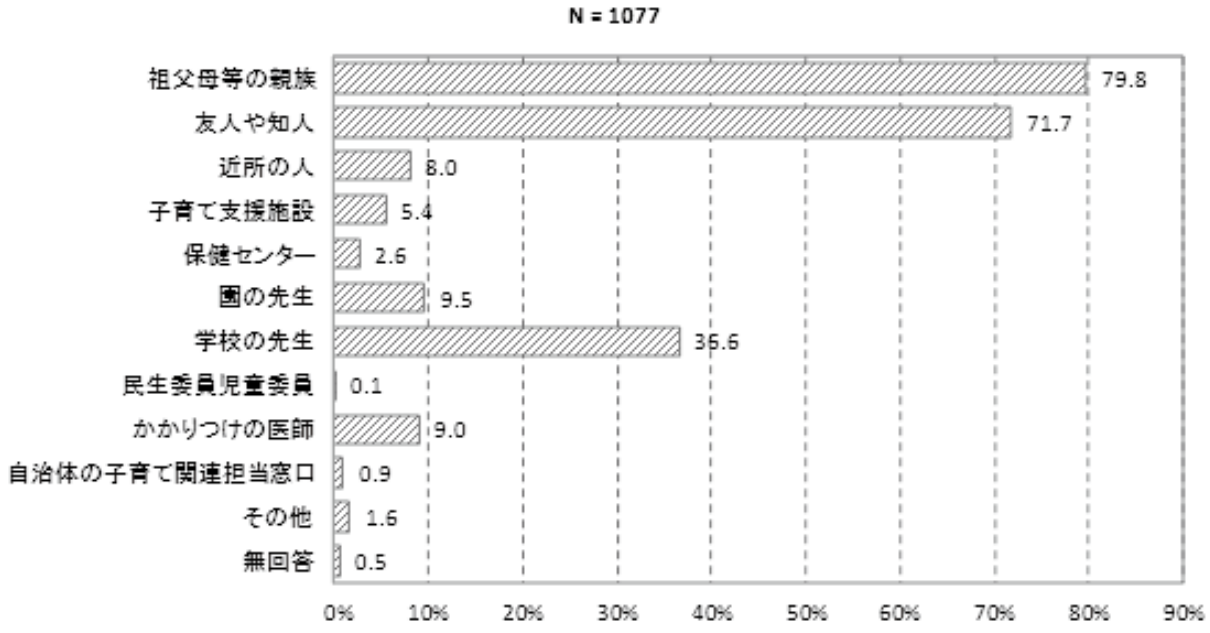

就学前児童保護者では「祖父母等の親族」（84.1％）が最も高い割合を占め、次に「友人や知人」（71.4％）、「園の先生」（46.3％）と続きます。

小学生保護者でも、「祖父母等の親族」（79.8％）が最も高い割合を占め、次に「友人や知人」（71.7％）、「学校の先生」（36.6％）と続きます。

③保護者の就労状況

〈就学前児童母親〉

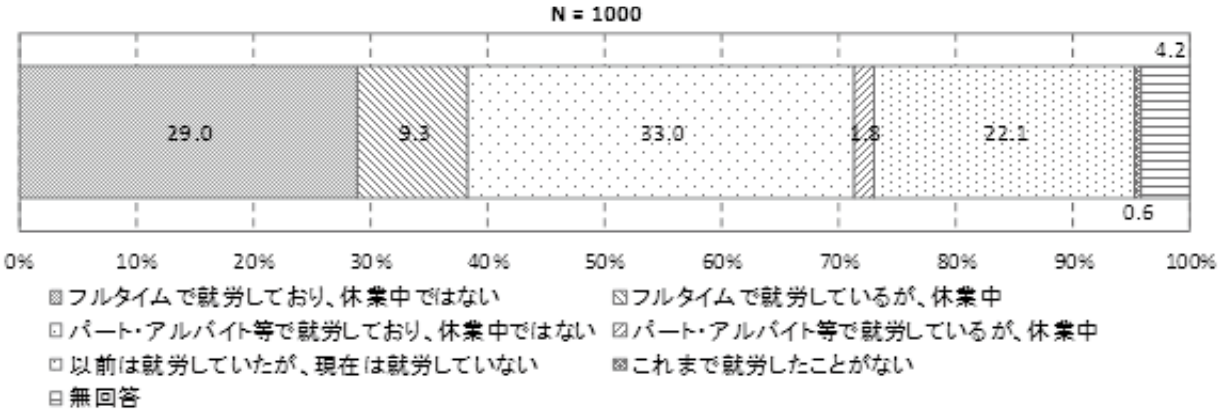

就学前児童保護者では、母親が「パート・アルバイト等で就労しており、休業中でない」(33.0%)が最も高く、次に「フルタイムで就労しており、休業中ではない」が 29.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(22.1%)と続きます。

働いている母親はパートを含め６割を超えています。

〈小学生母親〉

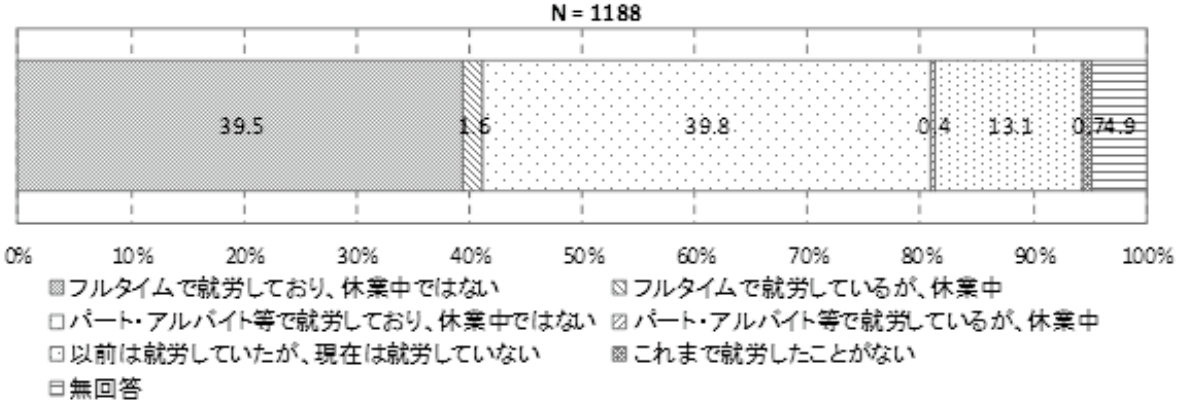

小学生保護者では、母親が「パート・アルバイト等で就労しており、休業中でない」(39.8%)と「フルタイムで就労しており、休業中ではない」(39.5%)がほぼ同数となっており、あわせて８割近くを占めています。

〈就学前児父親〉

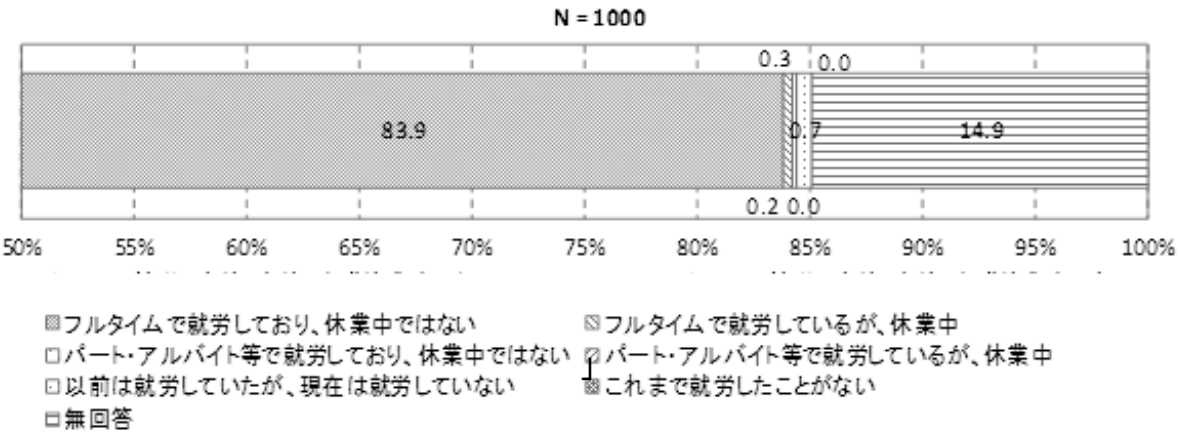

〈小学生父親〉

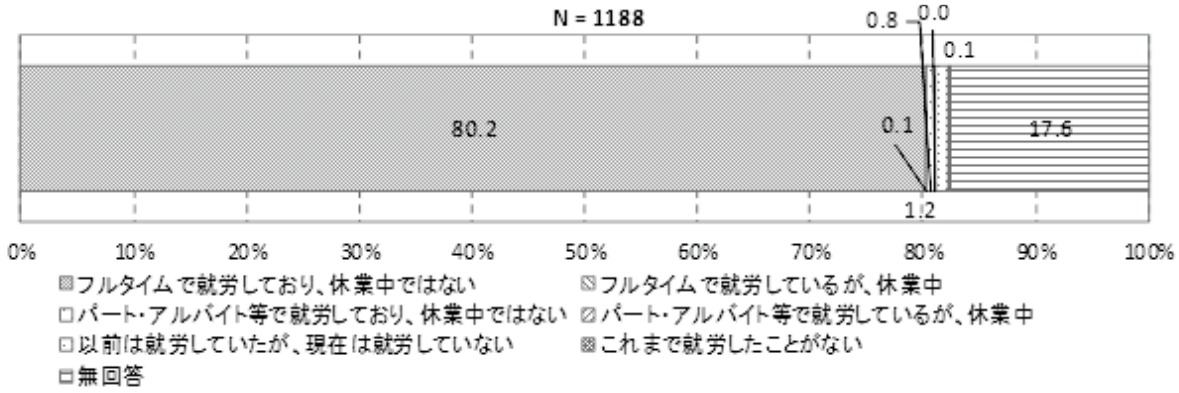

父親では、就学前児童及び小学生の保護者ともに「フルタイムで就労しており、休業中ではない」が８割以上を占めています。

④「定期的な教育・保育事業」の利用について（就学前児童）

・利用の有無

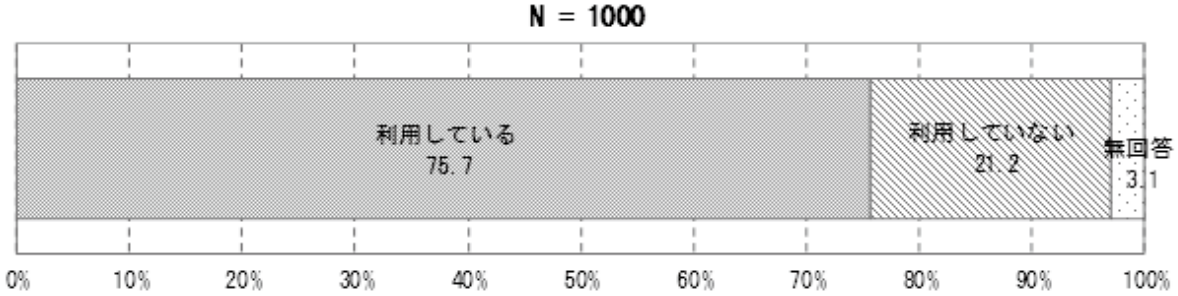

・利用している教育・保育サービス【複数回答】

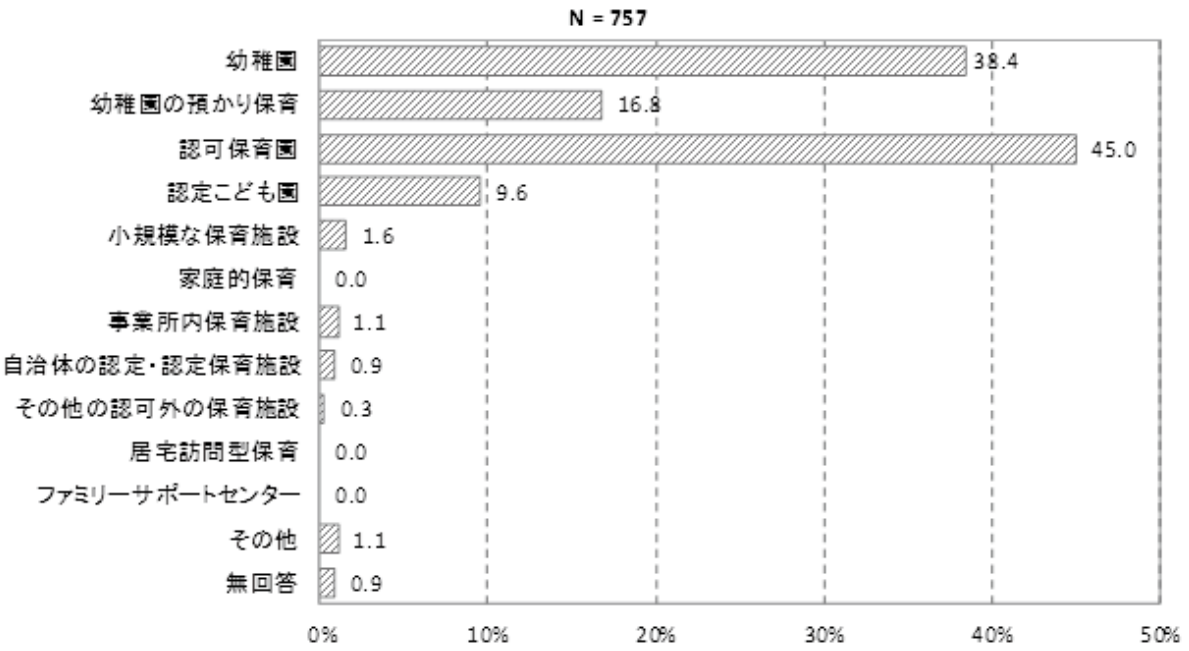

「利用している」が 75.7%を占めています。利用している教育・保育サービスは「認可保育園」（45.0%）が最も高く、次に「幼稚園」（38.4%）が続きます。

・利用希望【複数回答】

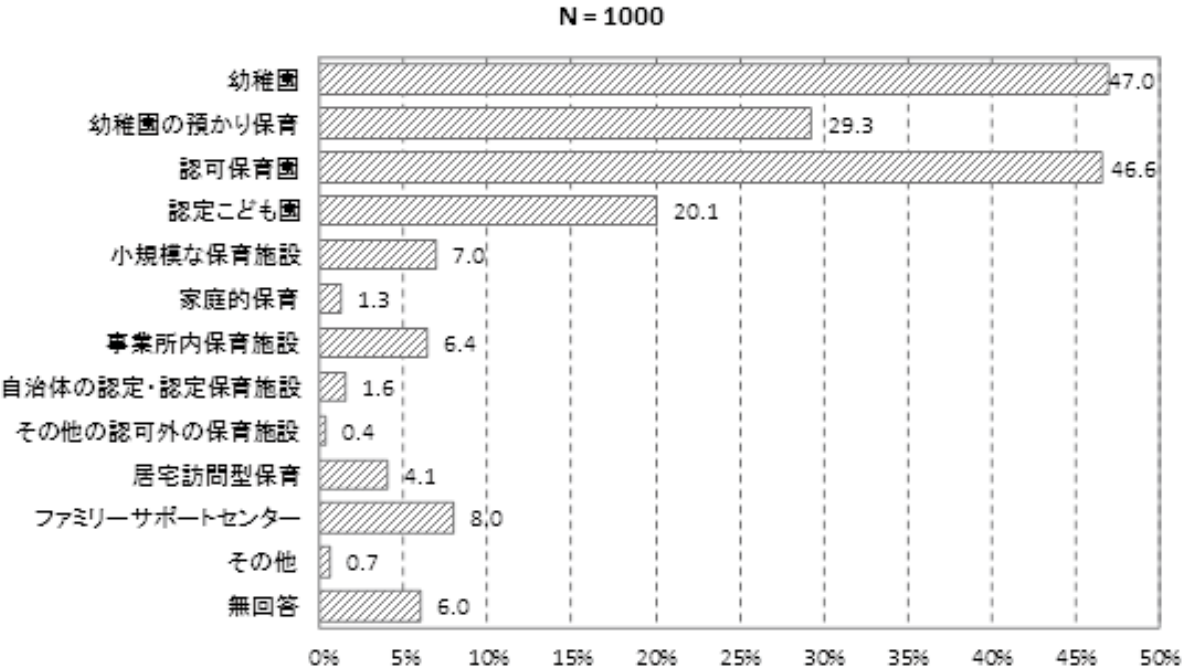

定期的に利用したい教育・保育サービスは、「幼稚園」（47.0%）と「認可保育園」（46.6%）がほぼ同率となっています。

⑤放課後児童クラブ（学童保育）・児童館について（小学生保護者調査）

・利用の有無

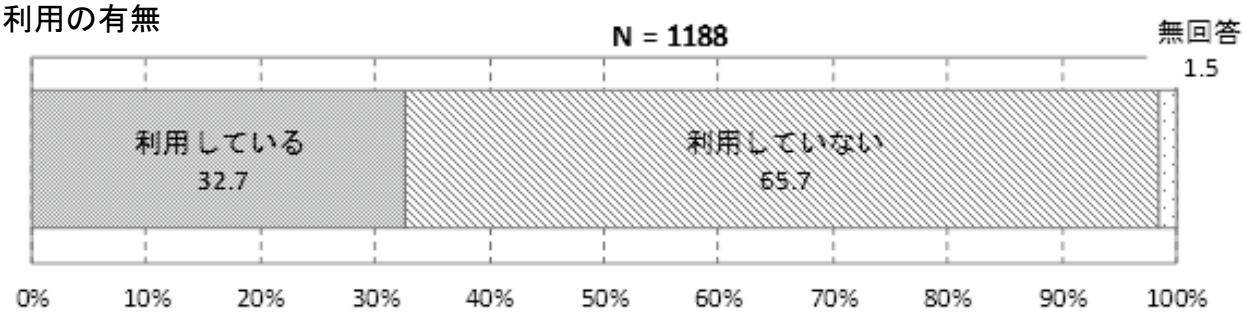

「利用している」が 32.7%となっています。

・放課後の過ごし方

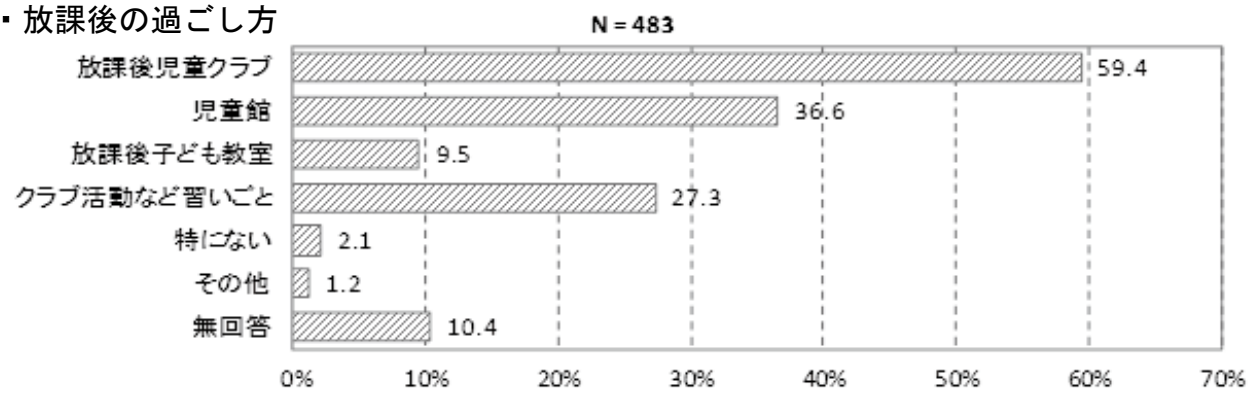

「放課後児童クラブ」（59.4％）が最も高く、次に「児童館」（36.6％）、「クラブ活動など習いごと」（27.3％）が続きます。

・放課後児童クラブの利用希望（学年）

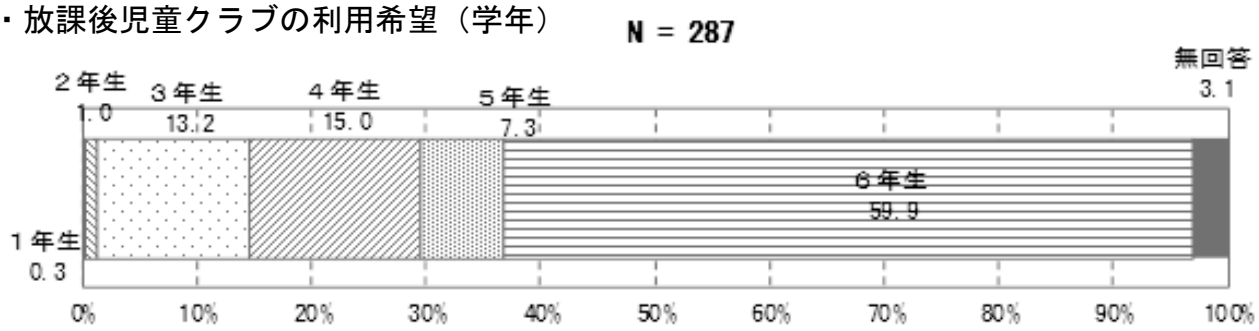

放課後児童クラブを利用したい学年は、「６年生」（59.9％）が最も高い割合となっています。

・児童館の利用希望（学年）

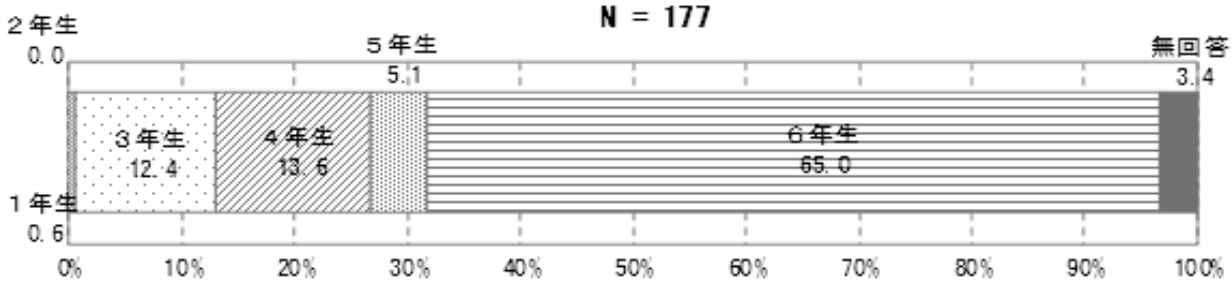

児童館を利用したい学年も、「６年生」が 65.0％と最も高い割合となっています。

・放課後児童クラブが開設後の児童館利用希望

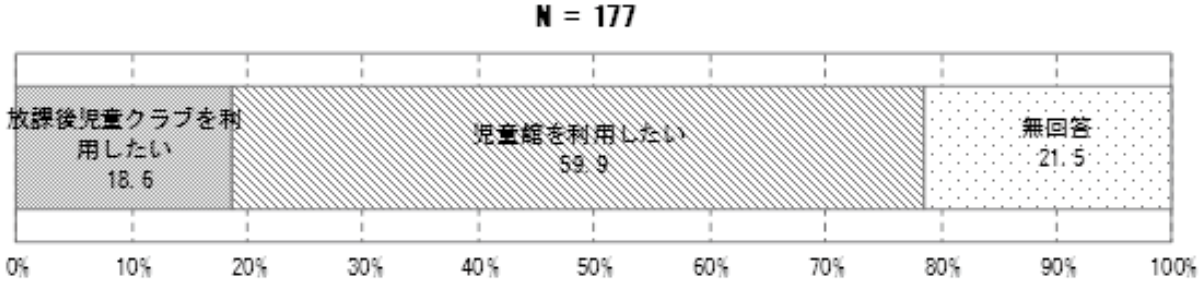

放課後児童クラブが開設されていない地区（児童館での延長預かりは実施している）で、放課後児童クラブが開設された後の利用希望では、「児童館を利用したい」（59.9％）が約６割を占め、次に「放課後児童クラブを利用したい」（18.6％）が続きます。

⑥小諸市の子育て支援について期待すること【複数回答】

〈就学前児童保護者〉

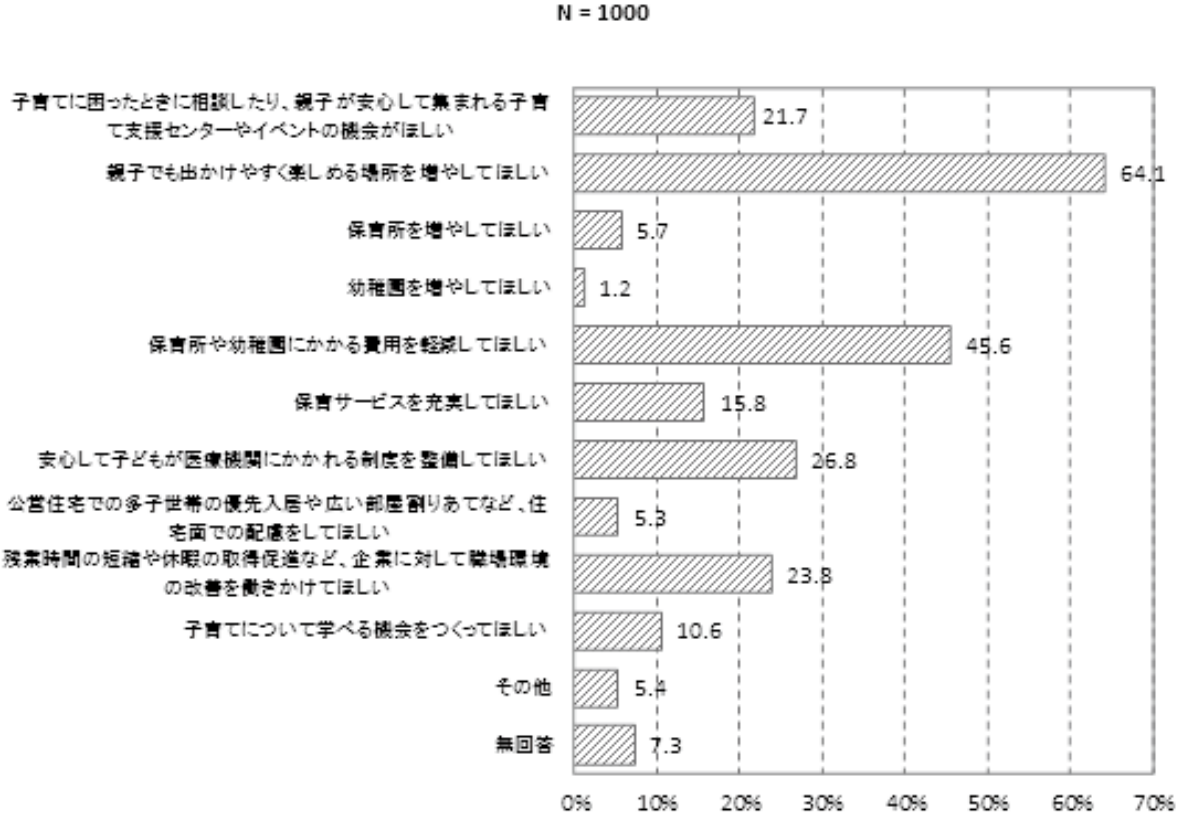

就学前児童保護者では、「親子でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（64.1％）が最も高い割合を占め、次に「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」（45.6％）、「安心して子どもが医療機関にかかれる制度を整備してほしい」（26.8％）が続きます。

〈小学生保護者〉

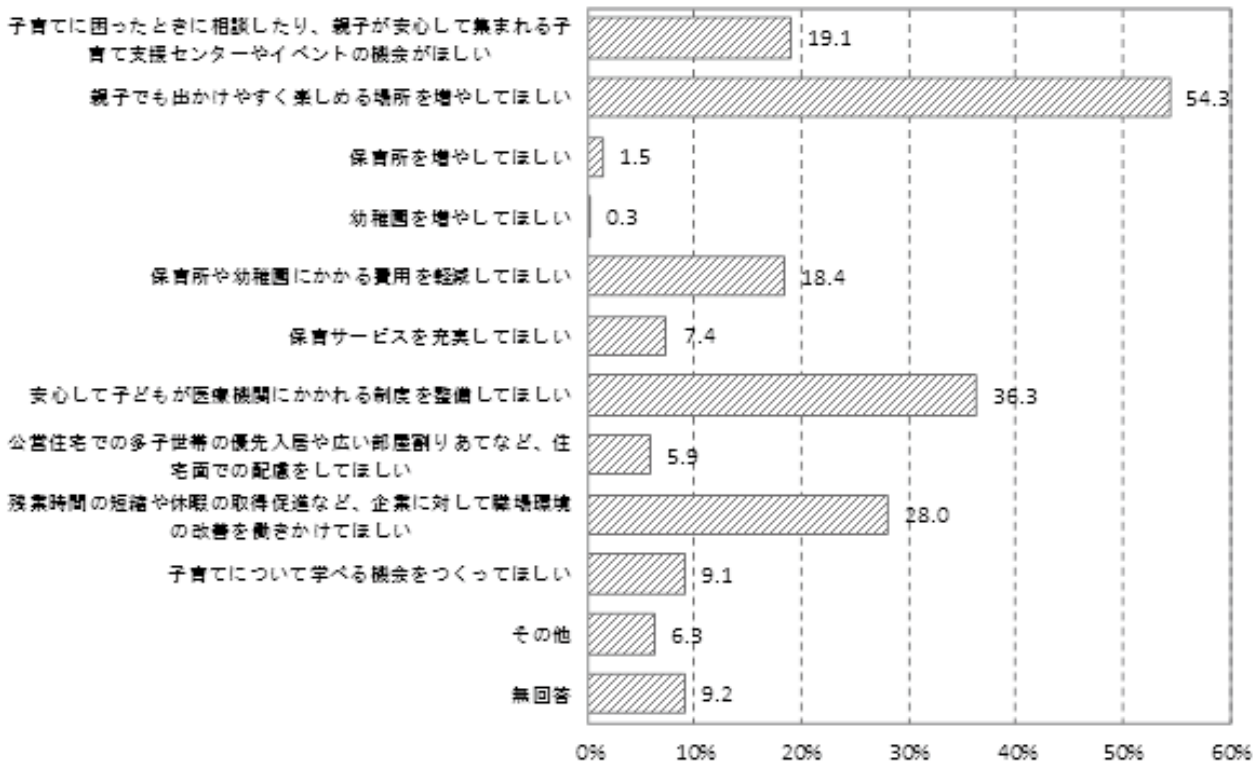

小学生保護者の望む子育て支援は、就学前児童保護者と同じく「親子でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」（54.3%）が最も高い割合を占め、次に「安心して子どもが医療機関にかかれる制度を整備してほしい」（36.3%）、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」（28.0%）が続きます。

３．市内施設の利用状況

（１）保育園の利用状況

（人）

区分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	定数	園児数	定数	園児数	定数	園児数	定数	園児数	定数	園児数
公立保育園（7園）	585	487	585	468	585	468	585	466	585	470
私立保育園（2園）	145	144	145	130	145	133	145	130	145	134
認定こども園（1園）	－	－	－	－	80	69	80	67	80	61
小規模保育事業所（1施設）	－	－	－	－	－	－	19	19	19	17

（２）幼稚園の利用状況

（人）

区分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	定数	園児数	定数	園児数	定数	園児数	定数	園児数	定数	園児数
私立幼稚園（5園⇒4園）	790	740	790	708	728	630	728	601	728	581

*平成 28 年度から私立幼稚園1園が認定こども園へ移行したため、平成 27 年度まで5園、平成 28 年度以降は4園となります。

（３）こもロッジ（子どもセンター）の利用状況

（人）

区分	乳幼児			保護者			乳幼児小計	小学生	中学生	高校生	保護者	児童生徒小計	利用者総数
	午前	午後	計	午前	午後	計							
平成 26 年度	9,820	3,039	12,859	8,333	2,292	10,625	23,484	13,976	127	250	10,835	25,188	48,672
平成 27 年度	10,833	2,407	13,240	9,437	2,029	11,466	24,706	14,661	433	55	11,693	26,842	51,548
平成 28 年度	9,418	1,957	11,375	8,382	1,665	10,047	21,422	15,675	161	41	12,488	28,365	49,787
平成 29 年度	9,147	2,238	11,385	7,895	1,919	9,814	21,199	14,689	149	31	12,074	26,943	48,142
平成 30 年度	9,653	2,524	12,177	8,477	2,247	10,724	22,901	15,276	260	127	12,603	28,266	51,167

（４）児童クラブ・児童館の利用状況

（人）

年度	児童クラブ（坂の上、野岸、ちくまキッズ） 年間平均 1 日あたりの利用者	児童館（水明、東、美南ガ丘） 年間平均 1 日あたりの利用者
平成 26 年度	13.8	10.8
平成 27 年度	12.6	9.7
平成 28 年度	14.8	13.2
平成 29 年度	16.9	11.4
平成 30 年度	20.3	17.6

４．事業の進捗状況（第１期計画期間）

（１）地域子ども・子育て支援事業

この事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められています。

事業等	対象年齢	担当部署	取 組 内 容	取組状況 （H27～令和元年度）	補足事項 （課題・方針）
1 利用者支援事業	0～5歳 小学校 1年生～6年生	子ども育成課 こもロッジ 保育所等 幼稚園	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	取組内容のとおり実施	
2 地域子育て支援拠点事業	0～2歳	子ども育成課 こもロッジ	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行う。	取組内容のとおり実施	
3 妊産婦健康診査	妊産婦	健康づくり課	妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を実施する。	取組内容のとおり実施	平成 30 年 10 月より、産婦健康診査も追加。
4 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児	健康づくり課	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	取組内容のとおり実施	
5 養育支援訪問事業	要支援家庭	子ども育成課	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。	取組内容のとおり実施	
6 子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～18歳	子ども育成課	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。	取組内容のとおり実施	
7 ファミリーサポートセンター事業	0～5歳 小学校 1年生～6年生	子ども育成課	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	令和元年度に小諸市社会福祉協議会へ委託し事業開始に向け準備作業を実施。	令和 2 年度から事業開始。
8 一時預かり事業	3～5歳 0～5歳	子ども育成課 保育所等 幼稚園	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。	取組内容のとおり実施	
9 延長保育事業	0～5歳	子ども育成課 保育所等	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する。	取組内容のとおり実施	
10 病児保育事業	0～5歳	子ども育成課	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う。	佐久定住自立圏で佐久市へ委託の他、平成 30 年度は複合型中心拠点誘導施設内での実施に向けて、委託先となるこもろ医療センターと施設面の検討を行った。	令和3年より複合型中心拠点誘導施設内で新規開設。
11 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	小学校 1年生～6年生	子ども育成課 児童施設	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	取組内容のとおり実施	利用者が増加していることから小学校空き教室利用等の検討が必要。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	3～5歳	子ども育成課	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する。	幼児教育・保育無償化に伴い、令和元年10 月より私立幼稚園の低所得世帯に対する副食費補助を開始。	
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		子ども育成課	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。	現行施設で需要に応えることができる見込みではあるが、参入希望の事業者がいる場合は、相談、助言、実地支援等を行う。	

（２）子ども子育て支援関連事業

事業等	担当部署	取組内容	取組状況 （H27～令和元年度）	補足事項 （課題・方針）
1 福祉医療給付	厚生課	子育て家庭が不安なく適切な医療を受けるために、健康保険対象の医療費にかかる個人負担分を助成して子どもの健康を守る。	平成 28 年 10 月から高校３年生まで福祉医療費の対象者を拡大した。また、平成 30 年８月診療分から高校生３年生までの窓口無料化を実施した。	
2 健康相談	健康づくり課	乳幼児の発達を確認するとともに、保護者が子どもと家庭にあった育児が考えられるように母子の子育てに関する相談を行う。	取組内容のとおり実施	
3 相談事業の強化	子ども育成課 健康づくり課	現在の相談事業については、よりきめ細やかな対応を心掛けるとともに、身近に利用しやすい相談場所として様々な媒体により周知を図る。また、保護者が子育てや子どもの悩みなど、身近で相談ができる場所等を新たに確保する。	取組内容のとおり実施	
4 就学指導相談事業	子ども育成課	就学指導の必要な家庭へ関係機関が連携して継続的な指導を行う。	取組内容のとおり実施	
5 奨学金制度	学校教育課	高等学校及び大学等進学のための奨学金の貸与及び給付を行う。 ・小諸市大津秀子奨学金（貸与型） ・小諸市あさま奨学金（給付型）	取組内容のとおり実施。平成 30 年度からは給付型奨学金を開始した。	
6 私立幼稚園就園奨励費補助金	子ども育成課	幼稚園就園園児家庭へ補助金を交付し就学前児童への支援を行う。	令和元年 10 月幼児教育・保育の無償化開始により終了。	令和元年度より幼稚園利用低所得世帯への副食費補助を実施。
7 市ホームページの充実	子ども育成課 健康づくり課 厚生課	市のホームページに子育てや子育てサービスに関するサイトの充実を行う。	取組内容のとおり実施	検索しやすい、見やすい情報提供に努める。
8 勤務環境の整備の促進啓発	子ども育成課	託児施設設置、時間外勤務の縮減等労働環境の整備促進について事業主にPRを行う。	取組内容のとおり実施	効果的なPRに努める。
9 子育てに関する権利の啓発	子ども育成課 健康づくり課	様々な子育て中の権利について、事業主にPRを行い、取り組みの促進を図る。	取組内容のとおり実施	効果的なPRに努める。
10 男女共同参画推進セミナー等の開催	人権政策課	男女が性別に関係なく、家庭、地域、職場、学校等あらゆる分野において、個性と能力を発揮し、心身ともに豊かに伸びやかに暮せる真の男女共同参画社会の実現を目指す。	取組内容のとおり実施	
11 運動遊び事業	子ども育成課	学力・体力・道徳心の向上にために保育園、幼稚園、小学校低学年に運動遊びを取り入れ、心も体も健やかに育つ支援を行う。	取組内容のとおり実施	直営実施に向けて、各施設の職員が直接指導できる体制を整える。
12 小学校学習支援事業	学校教育課	小学校低学年時を中心に学習習慣の定着と集団生活の中での生活習慣の形成を図ることを目的に、教員資格を有する支援教員を小学校に配置する。	取組内容のとおり実施	

（３）第１期計画期間の実績値

①教育・保育サービス

（人）

区分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
１号認定	利用状況	323	708	301	630	291	601	278	581	275	
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	323	708	301	630	291	601	278	581	275	

（人）

区分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
２号認定	利用ニーズ	773	399	721	409	697	401	665	420	658	
	教育ニーズ	353	0	329	0	318	0	304	0	300	0
	保育ニーズ	420	399	392	409	379	401	361	420	358	
	施設別利用状況	773	399	721	409	697	401	665	420	658	
	特定教育・保育施設	773	399	721	409	697	401	665	420	658	
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

***幼稚園の認定こども園化が想定ほど進まなかったことから、１号認定は計画値に比べ実績値が多く、２号認定では計画値に比べ実績値が少なかった。全体としては待機児童は発生していません。**

（人）

区分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
３号認定０歳児	利用ニーズ	85	58	82	62	80	55	78	68	77	
	施設別利用状況	85	58	82	62	80	55	78	68	77	
	特定教育・保育施設	85	58	82	62	80	55	78	68	77	
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（人）

区分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
３号認定１～２歳児	利用ニーズ	204	202	203	223	196	219	191	214	187	
	施設別利用状況	204	202	203	223	196	219	191	214	187	
	特定教育・保育施設	204	202	203	223	196	219	191	214	187	0
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②地域子ども・子育て支援事業

ア 利用者支援事業について

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業、保健、医療、福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う事業です。

取り組みとしては、子どもセンター「こもロッジ」や幼稚園、保育所、認定子ども園等で子育て支援の情報提供や保護者等からの相談を実施し、平成 29 年度からは「母子健康包括支援センター」（保健センター内）において、妊娠期から乳幼児期に関する相談も行いました。

イ 地域子育て支援拠点事業

（人）

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施状況	932	1,103	902	948	872	949	850	1,015	832	

ウ 妊婦健康診査（健康づくり課）

（人）

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施状況	355	301	355	305	355	291	355	295	355	

エ 乳児家庭全戸訪問事業（健康づくり課）

（人）

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施状況	314	281	305	288	298	279	291	292	285	

オ 養育支援訪問事業（子ども育成課）

（人）

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施状況	55	7	55	10	55	29	55	31	55	

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

（人）

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用状況	2	0	2	0	2	0	2	17	2	

キ 一時預かり事業

（人）

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用状況	1,076	673	1,016	602	982	422	940	665	929	

ク 延長保育事業

（人）

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用状況	410	502	410	528	410	476	410	443	410	

ケ 病児保育事業

（人）

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用状況	16	9	16	16	16	23	16	29	16	

コ 放課後児童クラブ

（人）

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用状況	82	55	78	71	78	82	73	100	73	

５．子ども・子育て支援の課題

小諸市の「人口・世帯、就業、出生等の状況」の統計データ及び「子育てに関するニーズ調査」の結果等から明らかとなった、小諸市の子ども・子育て支援の課題を示します。

（１）少子化への対応

小諸市の児童人口（P.9、0～11 歳）の推移をみると、第１期計画期間の平成 27 年から令和元年にかけて 299 人減少しています。令和２年からの推計でも減少していく見込みとなっており、第２期計画期間（令和２～６年）の間で 305 人減少することが見込まれます。

このような、少子化の進行を抑制するためにも、「子どもを産みたい、子どもを育てたい」と感じられるような子育て環境の整備や支援の充実が必要となります。

（２）社会環境の変化による保育ニーズの多様化

核家族化の進行や経済情勢の変化、女性の社会進出など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、保育に対するニーズは増加しています。「急な用事の時に少しの時間だけ保育をお願いしたい。」「リフレッシュのために少しだけ子どもから離れる時間が欲しい。」「子どもが病気なのに、仕事を休めない。」といった、子育て中の苦労について切実な思いも聞かれました。

このようなことから、幼稚園、保育園等での一時預かり保育や、子どもが病気の際に安心して預けられる病児保育等の充実を図るとともに、多様な形態による子育て支援施策を展開し、保育ニーズに対応していくことが求められます。

（３）幼児教育・保育の低年齢化への対応（３歳未満児保育の充実）

子育てに関するニーズ調査の結果から就学前児童の母親の就労状況をみると、「フルタイム」が 29.0%、「パート・アルバイト等」が 33.0%と、合計で６割以上の母親が就労しています。さらに、母親の就労志向は強く、「パート・アルバイト等」から「フルタイム」へ、「現在就労していない」から、「パート・アルバイト等」や「フルタイム」への希望もみられます。

このような状況から、教育・保育サービス利用の低年齢化が進み、保育園等での３歳未満児保育の受け入れ態勢の確保が必要となります。また、無償化による需要拡大と相まって、サービス供給体制のさらなる充実が求められます。

（４）少子化の進行に伴う保育園の適正な配置

公立保育園では、少子化の進行に伴い、入園する子どもの数は全体として減少することが見込まれます。今後、私立の教育・保育施設の受入状況とのバランスを見ながら、必要な規模は確保しつつ、財政負担や施設経営の面からも、公立保育園の適正な配置を計画的に見直す必要があります。

（５）幼稚園教諭、保育士の処遇改善、量、質の確保

子育てに関するニーズ調査の結果では、幼稚園・保育園ともに、先生の人員を増やし、その負担を軽減することで手厚い教育・保育が受けられるよう市でサポートして欲しいといった声も聞かれました。また、保育のみならず幼児教育についても低年齢化の動向がみられ、より多様化する教育・保育ニーズに対応していくためにも、幼稚園教諭、保育士の処遇を改善し、量、質の確保が必要となっています。

（６）子育てしやすい職場など環境づくりの促進

就労する母親が増えているので、女性が働きやすい環境・職場づくりを進める「ワークライフバランス」の推進が重要となっています。家庭での急な用事や、幼稚園・保育所、学校等での様々な行事、子どもの病気等の際にも休暇を取得しやすい職場環境や、短時間勤務制度の活用促進、また、子育て中の家庭に対する経済面の補助など、女性が働きやすい環境・職場づくりを社会全体で支援していくことが求められています。

（７）子育て支援について

地域において子ども・子育てを支援していくためには、市民一人ひとりが、子どもや子育てに関心を持ち、地域全体で支えようという意識を持つことが必要となります。

（８）子育て支援に関する情報提供のあり方

市ホームページの充実はもちろんのこと、スマートフォンアプリ活用など、ニーズに合った方法で情報提供をしていく必要があります。

（９）小学生の放課後の居場所づくり

放課後や休日、長期休業中などに安心して過ごせる生活の場の充実が求められていることから、保護者の就労等に関わらず、すべての児童に対し、地域も含めた安全・安心な居場所づくりを推進していく必要があります。

（10）特別な支援が必要な子どもへの支援の充実

発達障がい等の特別な支援が必要な子どもの数は増加傾向にあることから、切れ目のない支援が必要になってきています。関係機関の役割分担の調整や相互の連携により、適切な支援が受けられることが必要になります。

（11）児童虐待防止対策の充実

子どもの人権を侵害する児童虐待が大きな社会問題となっています。虐待防止において早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が児童等に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携により対応していくことが重要となります。

（12）メディアコントロールの推進

今の子どもたちの多くはスマートフォンなどの情報機器端末があれば一人でも遊ぶことができ、依存症等の心配もあります。保護者も含めた適切な利用方法に係る啓発活動等を行うことにより、子どもたちを取り巻く環境を少しでも良くするための取り組みを推進していく必要があります。

（13）子どもの貧困対策

子どもの貧困は、困難を抱える子どもや家族が、貧困の自覚が無く自分から支援を求めなかったり、自覚があっても周囲の目を気にして表に出せないため見えにくく捉えづらいこと、また頼りとする親戚がいない、近隣との付き合いが無いことから悩みを相談する人もなく社会的に孤立してしまうという問題があります。困難を抱える子どもや家族が、必要な支援に早期につながるようにする必要があります。

（14）長期欠席・不登校児童生徒への対応

様々な理由で学校に通うことができない長期欠席や、不登校の児童・生徒が増えており、小・中学校、教育支援センター、教育委員会が連携して、児童・生徒ひとりひとりに細やかな支援を行っています。今後新たな不登校の児童生徒を生みださない対応が重要で、不登校等の要因となる子どもの生活リズムの乱れを改善していく必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１．計画の基本理念

小諸市は、「住みたい　行きたい　帰ってきたい　まち　小諸」をめざすまちの姿とし、子育て・教育分野においては、「心豊かで自立できる人が育つまち」をまちづくりの柱（目標）としています。

このまちづくりにおいて、子どもたちが心身ともに健やかに、そして、たくましく生き抜く力を持つ自立した人として育つことは、小諸市が発展するために欠かせないものです。

そこで、地域全体で子育てを支援し、元気でやさしく、また心豊かでたくましい子どもが育つまちづくりをすすめる、第１期計画の基本理念を継承し、「第２期小諸市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を次のように定めます。

子どもが輝き　やさしさつながる

笑顔あふれる　小諸市

２．計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、「第１期小諸市子ども・子育て支援事業計画」の次の４つの基本目標を継承し、子ども・子育て支援法の趣旨・目的に則った総合的な施策の展開を図ります。

基本目標１　子どもが安心して育つまち

幼児期は、身近にいる大人との愛着形成により情緒的な安定が図られ、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。子どもと親の健康の保持、良質な幼児期における教育・保育の確保、多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

基本目標２　子どもがたくましく心豊かに育つまち

学童期は、生きる力を育み調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期ですので、学習や様々な体験・交流活動の十分な機会を提供し子どもの健全な育成に配慮します。また情報化社会の進展により子どもを取り巻く環境が急激に変化する中、複雑化、多様化する教育課題に対応し、子どもが健やかに成長できる環境整備に努めます。

基本目標３　子どもと子育て家庭が住みよいまち

近年、障がいのほか、児童虐待などで特別な支援を必要とする家庭が増えていますが、本来子どもは保護者によって、適切にその命を守られ、健やかに育つ権利を有しています。障がいのある子どもが安心して地域で生活できるよう、教育・保育の場を確保するとともに支援の充実に努めます。また、子どもの心身の成長に重大な影響を及ぼす児童虐待については、発生予防から早期発見、早期対応に向けて関係機関との更なる連携を図ります。

基本目標４　子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち

全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を地域全体で共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、行政、企業、市民がそれぞれの役割を果たすことで「子どもの最善の利益」につながるよう努めます。

３．教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法第 61 条」により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

小諸市においては、都市規模や地域の環境、交通条件等を踏まえ、全市を１区域として設定します。

第４章　施策の展開

第２期 小諸市子ども・子育て支援事業計画の体系

第２期 小諸市子ども・子育て支援事業計画は、基本理念のもと、４つの基本目標別に子ども・子育て支援施策を進めるものとします。

〔基本理念〕

子どもが輝き　やさしさ　つながる　笑顔あふれる　小諸市

〔基本目標〕

１　子どもが安心して育つまち

２　子どもがたくましく心豊かに育つまち

３　子どもと子育て家庭が住みよいまち

４　子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち

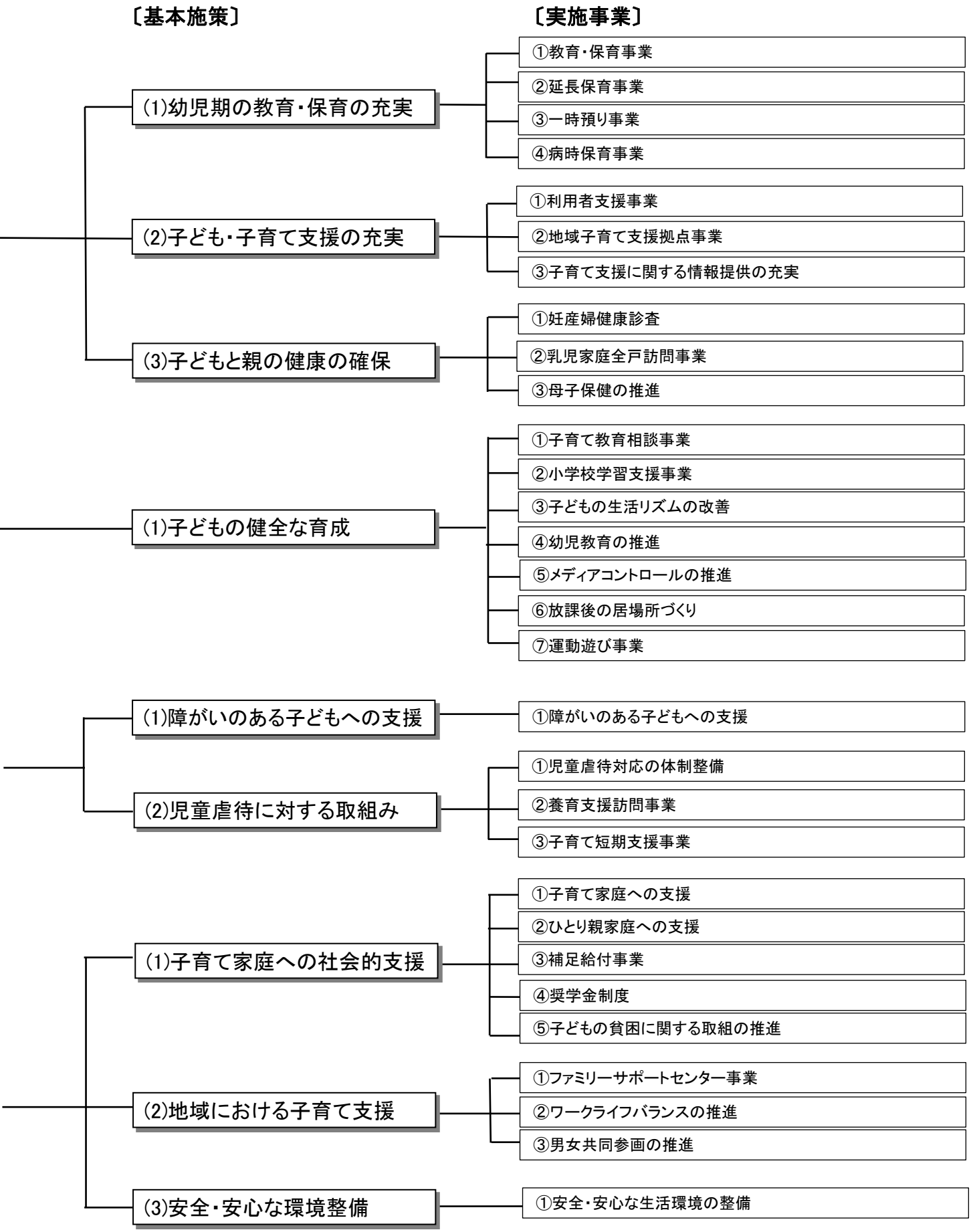
〔基本施策〕
〔実施事業〕
(1)幼児期の教育・保育の充実
①教育・保育事業
②延長保育事業
③一時預り事業
④病時保育事業
(2)子ども・子育て支援の充実
①利用者支援事業
②地域子育て支援拠点事業
③子育て支援に関する情報提供の充実
(3)子どもと親の健康の確保
①妊産婦健康診査
②乳児家庭全戸訪問事業
③母子保健の推進
(1)子どもの健全な育成
①子育て教育相談事業
②小学校学習支援事業
③子どもの生活リズムの改善
④幼児教育の推進
⑤メディアコントロールの推進
⑥放課後の居場所づくり
⑦運動遊び事業
(1)障がいのある子どもへの支援
①障がいのある子どもへの支援
(2)児童虐待に対する取組み
①児童虐待対応の体制整備
②養育支援訪問事業
③子育て短期支援事業
(1)子育て家庭への社会的支援
①子育て家庭への支援
②ひとり親家庭への支援
③補足給付事業
④奨学金制度
⑤子どもの貧困に関する取組の推進
(2)地域における子育て支援
①ファミリーサポートセンター事業
②ワークライフバランスの推進
③男女共同参画の推進
(3)安全・安心な環境整備
①安全・安心な生活環境の整備

１．子どもが安心して育つまち

（１）幼児期の教育・保育の充実

人口減少、少子化が進んでいる中で次世代を担う子どもを育てていく家庭への支援が重要になっています。本市においても子どもの数は減少していますが、保育ニーズは高まり続けています。ニーズにあった多様な保育の整備と供給量を確保するとともに、子どもの健やかな育ちのために発達段階に応じた質の高い教育・保育の充実を図ります。

①教育・保育事業

母親の就労志向が高まり拡大する保育需要に対応するため、教育・保育施設等における受け入れ体制を確保します。特に３歳未満児の入園や、育児休業明けの途中入園の希望が増えているため、保育士の確保に努めながら子どもの受け入れができる環境を整えます。

ア　教育・保育施設について

子ども・子育て支援制度では、幼児期の教育・保育の施設として、従来型の幼稚園・保育所に加え、地域の実情に応じて認定こども園や、小規模保育事業所等の普及・拡充が図られます。計画の５年間においては、３歳未満児（３号認定）の入園希望が増加していく見込みですが、令和２年度から幼稚園１園が認定子ども園に移行するので受入れ体制が確保されます。公立保育園は、園によって入園希望の偏りがあるものの、全体としては需要を満たす規模を確保しています。令和４年度には、老朽化した２園を統合し新たな保育園を開園します。今後子どもの数が減少していく中で、公立保育園の配置については、私立の施設とのバランスを考慮しながら、公立保育園の役割として必要な規模を確保しつつ、施設運営における民間活力の導入も視野に入れながら、計画的な見直しを進めます。

【幼稚園】

区分	名称	住所	定員
私立	暁の星幼稚園	小諸市田町 2-3-33　※施設給付園	105 名
	小諸野岸幼稚園	小諸市与良町 2-9-13	170 名
	しらかば幼稚園	小諸市甲 1812-2	180 名

教育・保育施設	施設概要	対象年齢
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	３～５歳

【認可保育園】

区分	名称	住所	定員
公立	美里保育園	小諸市市 662-10	90 名
	中央保育園	小諸市加増 1-2-16	80 名
	芦原保育園	小諸市新町 2-3-24	60 名
	東保育園	小諸市八満 70	100 名
	南保育園	小諸市御影新田 1265-1	150 名
	千曲保育園	小諸市山浦 3190-1	60 名
	西保育園	小諸市滋野甲 907-1	45 名
私立	ポッポの家保育園	小諸市与良町 3-3-5	（産休明け～３歳未満）55 名

教育・保育施設	施設概要	対象年齢
保育所	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	０～５歳

【認定こども園】

区分	名称	住所	定員
私立	（幼保連携型） 小諸幼稚園	小諸市三和 1-5-16	80 名
	（保育所型） さくら保育園	小諸市六供 1-7-1	（３ヶ月位～３歳未満）99 名
	（幼稚園型） みすず幼稚園	小諸市東雲 3-15-4	170 名

教育・保育施設	施設概要	対象年齢
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち地域の子育て支援も行う施設	０～５歳

【小規模保育事業所】

区分	名称	住所	定員
私立	ひなたぼっこ	小諸市東雲 3-15-4	19 名

地域型保育の種類と内容

種類	利用定員	事業主体	実施場所
小規模保育	６～19 人	市町村、民間事業者等	保育者の居宅その他の場所、施設
家庭的保育	５人以下	市町村、民間事業者等	保育者の居宅その他の場所、施設
居宅訪問型保育		市町村、民間事業者等	保育を必要とする子どもの居宅
事業所内保育*		民間事業者等	事業所

*従業員の子どもに加えて、自治体の認可を受けて地域住民の保育を必要とする子どもにも施設を提供するもの。

イ　保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援制度では、教育・保育施設の利用を希望する場合には、保育の必要性について市町村による認定を受ける仕組みとなっています。

認定区分は次の１～３号の区分で行われます。

認定区分	対象事業	対象施設
1号認定	満3歳以上で保育の必要性がなく、幼児教育のみを希望する就学前児童	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前児童	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前児童	保育所 認定こども園 地域型保育所

ウ　保育の必要性の認定基準について

保育所などで保育を希望される場合の保育認定（２号、３号）の認定に当たっては、以下の２点を勘案して行います。

保育を必要とする事由	就労	全ての就労（市では就労の下限時間を 64 時間／月に設定）
	就労以外	妊娠・出産、保護者の疾病・負傷・障がい、同居または長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待・DV、育児休業取得時で既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合、その他、上記に類する状態として市長が認める場合
保育の必要量	標準時間	フルタイム就労を想定した利用時間（11 時間の開所時間に相当）
	短時間	パートタイム就労を想定した利用時間（8時間の開所時間に相当） 求職、育児休業中、またはそれらに類するものとして市長が認める場合

エ　教育・保育事業量の見込み

１号認定

＜量の見込み及び確保の方策＞

	量の見込み	確保方策					
			特定教育・保育施設（1号認定）			確認を受けない幼稚園	幼稚園＋預かり保育
				小諸市	他市町村		
令和2年度	404 人	404 人	149 人	149 人	0	255 人	0
令和3年度	364 人	364 人	130 人	130 人	0	234 人	0
令和4年度	324 人	324 人	110 人	110 人	0	214 人	0
令和5年度	284 人	284 人	91 人	91 人	0	193 人	0
令和6年度	244 人	244 人	71 人	71 人	0	173 人	0

２号認定

＜量の見込み及び確保の方策＞

	量の見込み	確保方策						
			特定教育・保育施設(2 号認定)			幼稚園＋預かり保育	企業主導型保育施設	認可外保育施設
			(幼稚園を除く)	小諸市	他市町村			
令和2年度	519 人	519 人	519 人	519 人	0	0	0	0
令和3年度	525 人	525 人	525 人	525 人	0	0	0	0
令和4年度	531 人	531 人	531 人	531 人	0	0	0	0
令和5年度	537 人	537 人	537 人	537 人	0	0	0	0
令和6年度	542 人	542 人	542 人	542 人	0	0	0	0

３号認定（０歳児）

＜量の見込み及び確保の方策＞

	量の見込み	確保方策								
			特定教育・保育施設(0歳児)			地域型保育(0歳児)				
				小諸市	他市町村		小規模保育	家庭的保育	居宅問型保育	事業所内保育
令和2年度	71 人	71 人	68 人	68 人	0	3 人	3 人	0	0	0
令和3年度	73 人	73 人	70 人	70 人	0	3 人	3 人	0	0	0
令和4年度	73 人	73 人	70 人	70 人	0	3 人	3 人	0	0	0
令和5年度	76 人	76 人	73 人	73 人	0	3 人	3 人	0	0	0
令和6年度	81 人	81 人	78 人	78 人	0	3 人	3 人	0	0	0

３号認定 （１・２歳児）

＜量の見込み及び確保の方策＞

	量の見込み	確保方策								
			特定教育・保育施設(1・2 歳児)			地域型保育(1・2 歳児)				
				小諸市	他市町村		小規模保育	家庭的保育	居宅問型保育	事業所内保育
令和2年度	225 人	225 人	209 人	209 人	0	16 人	16 人	0	0	0
令和3年度	244 人	244 人	228 人	228 人	0	16 人	16 人	0	0	0
令和4年度	246 人	246 人	230 人	230 人	0	16 人	16 人	0	0	0
令和5年度	249 人	249 人	233 人	233 人	0	16 人	16 人	0	0	0
令和6年度	252 人	252 人	236 人	236 人	0	16 人	16 人	0	0	0

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

＜量の見込み及び確保の方策＞

令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策	
実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数
487 人	487 人	12 か所	487 人	487 人	12 か所	487 人	487 人	12 か所	487 人	487 人	12 か所	487 人	487 人	12 か所

③一時預かり事業

家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間、保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

この事業は、幼稚園における在園児を対象とした預かり保育と保育所等における一時預かりがあります。

＜量の見込み及び確保の方策＞

令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策	
実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数
591 人	591 人	4 か所	591 人	591 人	4 か所	591 人	591 人	4 か所	591 人	591 人	4 か所	591 人	591 人	4 か所

④病児保育事業

病気療養中や回復期の子どもで、集団保育や保護者による保育が困難な際に、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、保育士及び看護師が一時的に保育する事業です。これまで、佐久地域定住自立圏事業で佐久市の施設を利用してきましたが、令和３年度より、複合型中心拠点誘導施設内において、こもろ医療センターへ委託し市内での事業を開始します。

＜量の見込み及び確保の方策＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	16 人	61 人	106 人	106 人	106 人
確保内容	16 人	61 人	106 人	106 人	106 人
施設数	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所

（２）子ども・子育て支援の充実

小諸市の児童人口（P.9、0～11 歳）は、年々減少するとともに、世帯規模の縮小と核家族化が進行しています。子育て世代の育児への不安感を和らげ、妊娠中から子育て期まで切れ目なく必要な支援を進めます。

①利用者支援事業

幼稚園、保育園、認定子ども園等の施設や地域の子育て支援に関する情報について、子どもや保護者が適切にサービスを選択し利用できるよう提供します。また妊娠期から子育て中の家庭の身近な場所で、育児相談や助言を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。

妊娠期から乳幼児期に関する相談は「母子健康包括支援センター」（保健センター内）にて行い、子育て支援の情報提供や保護者等からの相談業務は、子どもセンター「こもロッジ」や幼稚園、保育所、認定子ども園等で実施しています。今後も現状の体制を継続して実施します。

＜量の見込み及び確保の方策＞

	量の見込み						確保方策					
		利用者支援事業						利用者支援事業				
			基本型	特定型	母子保健型	その他			基本型	特定型	母子保健型	その他
令和2年度	1か所	1か所	0	0	1か所	0	1か所	1か所	0	0	1か所	0
令和3年度	1か所	1か所	0	0	1か所	0	1か所	1か所	0	0	1か所	0
令和4年度	1か所	1か所	0	0	1か所	0	1か所	1か所	0	0	1か所	0
令和5年度	1か所	1か所	0	0	1か所	0	1か所	1か所	0	0	1か所	0
令和6年度	1か所	1か所	0	0	1か所	0	1か所	1か所	0	0	1か所	0

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行う事業です。こもロッジにおける事業を継続して実施していきます。

・子育てに関する情報を様々な機関から、また図書、資料をもとに提供します。
・日常の子育てに関する疑問や悩みについての相談は、常時、専門のスタッフが対応します。子育ての相談は、必要に応じて他の専門機関とも連携を取り合います。
・保護者同士で情報交換を行ったり、保護者が子どもと一緒に自由に気軽に交流し、学べる機会を提供します。
・親子で参加できるイベントや子どもの育ちを学ぶ講座、講演会、講習会等を行います。

＜量の見込み及び確保の方策＞

	量の見込み	確保方策	
		延べ人数（月）	施設数
			地域子育て支援拠点事業
令和2年度	945 人	945 人	1か所
令和3年度	922 人	922 人	1か所
令和4年度	899 人	899 人	1か所
令和5年度	876 人	876 人	1か所
令和6年度	854 人	854 人	1か所

③子育て支援に関する情報提供の充実

保護者が必要とする子育てに関する情報を必要な時に得ることができるように、市ホームページへの子育てや子育てサービスに関するサイトの充実を図ります。また、コミュニティテレビこもろのさらなる活用や、スマートフォン・アプリの活用などニーズに合った情報提供を行います。

（３）子どもと親の健康の確保

安心して子どもを産み育てられるよう、すべての子どもと子育てをする親の健康を保持し、妊娠、出産、産後、子育てまで、母と子どもの健康づくりや相談・訪問を行い、育児不安の軽減を図ります。

①妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査等を実施する事業です。

妊娠、出産、育児に関する不安等を解消するために、相談等を実施し、安心して出産できるよう支援します。

また、健診の費用面での支援も継続していきます。

＜量の見込み及び確保の方策＞

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	量の見込み	量の見込み	量の見込み	量の見込み
6,444 件	6,319 件	6,194 件	6,069 件	5,944 件

②乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

各家庭を訪問し、家庭の状況に応じた指導、育児支援に努めます。

＜量の見込み及び確保の方策＞

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
量の見込み	事業実施予定	量の見込み	事業実施予定	量の見込み	事業実施予定	量の見込み	事業実施予定	量の見込み	事業実施予定
275 人	275 人	270 人	270 人	265 人	265 人	262 人	262 人	258 人	258 人

③母子保健の推進

乳幼児の成長発達の確認とともに、保護者が安心して子育てできるよう母子保健を推進します。

事業等	担当部署	取組内容
不妊治療費助成事業	健康づくり課	不妊治療を受けている夫婦に対し不妊治療に要した医療費を助成します。不妊治療に要した保険適用外の費用のうち 10 万円（男性不妊治療を行った場合は 5 万円を限度として加算）を限度として、通算 6 回まで助成します。治療開始日において妻の年齢が 43 歳未満の夫婦が対象となります。
プレママスクール（妊婦対象）	健康づくり課	助産師・保健師・栄養士・歯科衛生士による話と相談を行います。
夫婦で参加するプレパパスクール	健康づくり課	はじめてパパ・ママになる夫婦を対象に、助産師の話と相談を行います。またプレパパ・プレママ同士で話をすることができる機会を提供します。
赤ちゃん訪問	健康づくり課	お子さんが生まれたすべての家庭に保健師または助産師が訪問します。
母乳相談等助成事業	健康づくり課	1歳未満の乳児を対象に母乳相談等を行う際の保険適用外となる相談費用について助成します。
産後ショートステイ事業	健康づくり課	産後、家事や育児の支援が受けられず、保健指導を必要とする生後3ヶ月未満の乳児と産婦に対し、医療機関等の宿泊による心身のケアや育児のアドバイスを行います。
4か月児健診	健康づくり課	身体測定・内科診察・育児相談・食生活相談（離乳食の作り方・試食）保護者に対する歯科相談・絵本の紹介を行います。
10 か月児健診	健康づくり課	身体測定・内科診察・育児相談・食生活相談（離乳食の進め方）・ 歯科相談(RDテスト)・ブックプレゼント事業（ファーストブックプレゼント）を行います
1歳6か月児健診 （1歳8か月児対象）	健康づくり課	身体測定・内科診察・歯科診察・育児相談・食生活相談・歯科相談・保育士による遊びを行います。
3歳児健診 （3歳3か月児対象）	健康づくり課	身体測定・内科診察・歯科診察・育児相談・食生活相談・歯科相談・保育士による遊び・尿検査 視能訓練士による視覚検査を行います。
離乳食教室（8か月児対象）	健康づくり課	離乳食についての話と試食、栄養士・歯科衛生士・保健師・助産師による相談を行います。
子育て2歳児教室（2歳6か月児対象）	健康づくり課	おやつの試食、歯の染め出し、絵本の読み聞かせと、栄養士・歯科衛生士・保育士・保健師による相談を行います。
母子栄養食品 （粉ミルクの支給）	健康づくり課	経済的な理由によって栄養摂取に援助を必要とする世帯に属する乳幼児に対して粉ミルクを支給します。
各種予防接種	健康づくり課	定期予防接種は、病気の種類ごとに定められた対象者や接種期間があり、市では接種機会を逃さないように、「予防接種と子どもの健康」（予防接種説明書）を配布するとともに、健診時等に接種の相談を行います。

２．子どもがたくましく心豊かに育つまち

（１）子どもの健全な育成

核家族化の進行や地域社会とのつながりの希薄化から、仲間関係の形成や社会性の発達、規範意識の形成に大きく影響が出ていると考えられます。また、小・中学校へ移行する時期などは、新たな環境の変化から心が不安定となる児童・生徒が増えてきます。子どもを取り巻く環境が急激に変化する中、子どもが抱く様々な不安や悩みに教育、福祉が連携して対応し、子どもの健全な育成を推進します。

①子育て教育相談事業

各種相談事業について、身近で利用しやすい相談場所として様々な媒体により周知を図ります。

また個別の相談については、よりきめ細やかな対応を行います。

事業等	担当部署	主な対応者等
妊娠期～乳幼児期の健康及び育児相談	健康づくり課	保健師 歯科衛生士 栄養士
発達・育児心配事相談	健康づくり課	言語聴覚士 臨床心理士
子育て相談	こもロッジ 美南ガ丘児童館 東児童館 水明児童館	関係職員
就学相談 就学についての相談や心理検査	子ども育成課	教育支援相談員
教育相談 いじめや学校への要望等に関する相談	学校教育課	教育相談員
教育相談 不登校・引きこもり・発達障がい等に関する相談	教育支援センター	教育相談員 関係職員
家庭児童相談・支援 家庭における児童養育に関する相談	子ども育成課	家庭児童相談員
児童虐待等の悩みごとや相談・通報	子ども育成課	家庭児童相談員 関係職員

国・県の相談機関

事業等	所　管	主な相談内容
小児緊急電話相談 お医者さんが不在の時間	長野県	夜間等、お医者さんが不在時の相談
長野県子ども支援センター	長野県	子ども専用ダイヤル 友達・家族・様々な相談
児童虐待の通報	佐久児童相談所 児童相談所全国共通ダイヤル	児童相談、教育相談 「虐待を見たり、聞いたら」

②小学校学習支援事業

小学校低学年時を中心に学習習慣の定着と集団生活の中での生活習慣の形成を図ることを目的に、教員資格を有する支援教員（アシスタントティーチャー）を小学校に配置します。また、心身に障がいのある児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行うため、学校生活において子どものサポートを行う学校生活支援員を各学校に配置します。

事業等	担当部署	取組内容
小学校学習支援事業	学校教育課 子ども育成課 市内小学校全校（6校）	支援教員（アシスタントティーチャー）は、学級担任などの先生と連携して、学習活動や生活指導を補助し生活面や学習に関わる効果的な支援を行います。また個別支援を要する子どもに寄り添いながら適切な支援を行います。学校生活指導員は、学級担任などの先生と連携して、障がいをもつ子どもの日常生活上の介助や安全確保、学習活動上のサポートを行います。また不登校児童・生徒の登校に向けた支援も行います。

③子どもの生活リズムの改善

社会環境の変化に伴い、子どもたちの睡眠習慣（生活リズム）の乱れが指摘されるようになりました。その乱れは子どもの成長にマイナスの影響を及ぼし、学校生活では学習意欲や学力の低下、不登校など様々な課題の要因となっていることが分かってきています。睡眠時間を確保し、生活リズムを整えることが、子どもたちの抱える様々な課題改善の糸口になると考えられるため、眠育（睡眠教育）を実施していきます。

④幼児教育の推進

幼児教育のさらなる質の向上を目的として、幼保小連絡会、小諸市幼児教育推進委員会と連携し、取り組みを進めます。

また、市立小諸図書館では、子ども達が様々な本や人との出会いを楽しむことができる場所として、子ども達が自主的に読書を楽しみ、その先に「豊かな心」「自ら考え、行動できる力」が自然と育まれるよう、読書環境を整備し、「場」と「人」と「機会」で支援を行います。

事業等	担当部署	取組内容
幼保小連絡会	子ども育成課 学校教育課 幼稚園等の関係施設	子どもが幼稚園・保育園等から小学校にあがる際、スムーズにそして切れ目なく支援が受けられるように、保護者と関係機関が連携し教育的配慮が受けられるよう実施します。
小諸市幼児教育推進委員会	子ども育成課	生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期を担う幼児期の教育を、家庭及び地域、幼稚園、保育園並びに小学校の関係者が連携し、充実発展させることを目的として、小諸市幼児教育推進委員会を開催し、スタートカリキュラム作成など幼保小の連携、メディアコントロール、入学児保護者向けリーフレット内容など具体的な取り組みの検討を行い実施します。
ブックプレゼント事業	文化財・生涯学習課 市立小諸図書館	プレママ教室やブックプレゼント事業等の機会を通して、積極的に保護者に向けた読書推進活動に取り組みます。

⑤メディアコントロールの推進

スマートフォンなどの情報機器端末が普及し、手軽に情報が入手でき、ＳＮＳなどのコミュニケーションツールにより多くの人とつながることができるなど、便利になる一方で、危険に遭遇する機会も増え、不特定多数の人とのつながりから、連れ去りなどの犯罪に巻き込まれるケースも増えています。家庭・学校・地域の連携のもと、有害情報やインターネットを介した犯罪から子どもを守るため、発達の段階に応じた、情報機器の適切な利用啓発や、モラル対策の学習会などを行い、社会全体で子どもを守っていく気運を高め、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

事業等	担当部署	取組内容
スマートフォンやインターネットの使い方についての周知	文化財･生涯学習課	各種委員、青少年及び保護者を対象に情報モラル研修を開催します。
小諸市幼児教育推進委員会でのメディア対策専門部会の開催	子ども育成課	平成 30 年度は、小諸市幼児教育推進委員会において、テレビを消して読書の日、家族でチャレンジメディアコントロールと題して専門部会を開催し、具体的な取り組みについて検討を行った。今後は各施設において効果的な取り組みを行う。
情報モラル教育の推進	学校教育課	各学校で ICT 教育推進とともに情報モラル教育を行います。

⑥放課後の居場所づくり

ア　放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

児童クラブは、保護者が就労等により、放課後保育に欠ける児童に対し保護者に代わり健全な育成を図るために保育を行う施設で、現在は、坂の上クラブ、野岸クラブ、ちくまキッズクラブで実施しています。

学区	名称	設置場所	定員
野岸小学校	野岸クラブ	野岸小学校プール北西向かい	30 名
坂の上小学校	坂の上クラブ	坂の上小学校南側教室棟 1 階西側	30 名
千曲小学校	ちくまキッズクラブ	千曲小学校プール南側	30 名

＜量の見込み及び確保の方策＞

	量の見込み							確保方策	
	登録児童数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	施設数
令和2年度	116 人	33 人	23 人	26 人	20 人	11 人	3 人	116 人	3か所
令和3年度	125 人	27 人	26 人	37 人	22 人	13人	3 人	128 人	3か所
令和4年度	139 人	36 人	28 人	34 人	25 人	15 人	3 人	141 人	3か所
令和5年度	152 人	30 人	31 人	46 人	28 人	17 人	3 人	155 人	3か所
令和6年度	164 人	40 人	33 人	42 人	31 人	18 人	3 人	167 人	3か所

イ　児童館

児童館は、児童に健全な遊びの場を提供することによって、健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした児童福祉施設です。児童館が設置されている区域の小学校に通学する児童で、保護者の就労等により保育に欠けると認められる者については申請により時間を延長して児童クラブと同様の時間範囲で有料にて利用することができます。

名称	住所
美南ガ丘児童館	小諸市大字御影新田 1995 番地 25
東児童館（北大井地区児童地域交流センター）	小諸市大字柏木 524 番地 21
水明児童館	小諸市大字諸 124 番地 1

ウ　子どもセンター（こもロッジ）

乳幼児が保護者と利用する子育て支援センターと児童生徒が利用する児童館の機能を併設する小諸市子どもセンター「こもロッジ」では、市在住または市内に通学する小学生、中学生、高校生が放課後に利用することができます。

【子どもセンター】

名称	住所
子どもセンター「こもロッジ」	小諸市与良町6-5-2

⑦運動遊び事業

学力・体力・道徳心の向上のために保育園、幼稚園、小学校低学年に運動遊びを取り入れ、心身ともに健やかに成長するための支援を行います。

事業等	担当部署	取組内容
運動遊び事業	子ども育成課 公立保育園 私立保育園 認定こども園 私立幼稚園 こもロッジ 市内小学校 ひまわり園（小諸市児童発達支援施設）	各施設を運動保育士が巡回し運動遊びの指導を行ってきたが、今後さらなる運動遊びの定着・浸透を図るため、運動遊びの指導を子ども達に一番身近な各園の保育士等が行えるよう指導研修を取り入れ、各施設において継続的に取り組みが進められるようにしていく。

３．子どもと子育て家庭が住みよいまち

（１）障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもが安心して地域で生活することができるよう、保健、福祉、教育などの各分野が連携し発達の支援を進めます。

①障がいのある子どもへの支援

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から高校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であるため、地域支援体制の構築、関係機関との連携による支援、地域社会への参加推進、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制整備、障がい児相談支援の提供体制の確保等を行います。

事業等	担当部署	取組内容
相談体制の充実	厚生課 健康づくり課	障がいのある子どもの発達の促しや、親の精神的負担軽減を図るため、障がい児や発達障がい児等の相談体制の充実を図ります。 また、関連機関との連携を強化し、相談者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。
発達障がい等支援の充実	子ども育成課	自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）やその傾向のある子どもと親に対し、必要とする支援を行うことができる体制を確立します。
障がい児保育の拡充	子ども育成課	保育園・幼稚園、児童クラブへの障がいのある子どもの受け入れを拡充するとともに、各関係機関との連携を強化します。
障がいのある子どもの円滑な就学支援の推進	子ども育成課 学校教育課	子どもの成長により保育園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校への就学が円滑に進むよう、保護者や関係機関との連携を強化します。
発達障がいのある子ども等への学習援助の充実	子ども育成課 学校教育課	発達障がいのある子どもに対して、特別支援学級の活用をはじめ、特別な支援が必要な児童・生徒が学級指導に対応できるように、個別の状況に合わせて適正な人的配置等に努めます。
特別支援教育の充実	子ども育成課 学校教育課	特別支援教育についての基本的な知識・理解、指導方法等についての共通理解を図るための研修や、校内委員会の充実を通じて、教員の資質の向上を目指し、きめ細かな対応ができるよう努めます。

（２）児童虐待に対する取組み

子どもの心身の成長に重大な影響を及ぼす児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、児童相談所などの関係機関や地域の民生児童委員との連携を強化し取り組みを進めます。

①児童虐待対応の体制整備

子どもの人権を侵害する児童虐待が大きな社会問題となっています。虐待への対応において早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が児童等に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携による対応や、民生児童委員を始めとする地域の見守りが重要となります。また、児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、親から子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化が盛り込まれました。

小諸市では、平成 28 年度に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携し対応していますが、今後も様々な困難ケースに対して、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携し、適切な支援を行っていきます。また、令和４年度を目標として、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応を行うための、小諸市子ども家庭総合支援拠点の体制整備を進めます。

②養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、その家庭に適切な養育の実施を確保するための事業です。

養育支援の必要な家庭の訪問、指導、助言等実施している内容を基本とし継続して実施していきます。関係機関との連携を密に行うことで、要支援者を発見し、虐待等を未然に防げるよう必要な支援を行います。

＜量の見込み及び確保の方策＞

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
量の見込み	事業実施予定	量の見込み	事業実施予定	量の見込み	事業実施予定	量の見込み	事業実施予定	量の見込み	事業実施予定
55 人	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

市内では受入施設がなく、市外の児童福祉施設への委託により事業を実施しています。これまでの実績やニーズは少ないですがセーフティネットの不可欠な事業として、現状の体制を継続して実施していきます。

＜量の見込み及び確保の方策＞

令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策	
実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数
2人	2人	1か所	2人	2人	1か所	2人	2人	1か所	2人	2人	1か所	2人	2人	1か所

4．子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち

（1）子育て家庭への社会的支援

ひとり親家庭や経済的困窮などの家庭環境に影響されることなく、子どもが健やかに成長できるよう、子育て世帯の経済的負担軽減などの支援を行います。

①子育て家庭への支援

子育て世帯に対し、経済的支援、就労支援を行います。

事業等	担当部署	取組内容
児童手当（国）	厚生課	15 歳になった後の最初に迎える 3 月 31 日まで（中学校修了前）の児童を養育している方に支給します。
福祉医療給付（市）	厚生課	乳幼児、児童、障がい者、母子・父子家庭の方などを対象に、医療保険を使い、病院・歯科医院・薬局などでお支払いいただいた医療費の負担金の一部を助成する制度です。 乳幼児・児童（0～満 18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの子ども ）は所得制限はありません。
就学援助	学校教育課	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して・給食費・学用品費・通学用品費・校外活用費・修学旅行費・新入学用品費の就学上必要な経費の一部を援助します。
ながの子育て家庭優待パスポート	子ども育成課	子育て世帯に対し、買物の際に割引など各種サービスを利用できる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」を、県と小諸市との連携・協働により実施しています。店舗によってサービス内容が異なるため、「協賛店舗検索サイト」、「協賛店舗検索アプリ」で詳細を知ることができます。
子育て中のママ応援 子育て期の女性就業相談	長野県地域振興局	長野県では、地域振興局に「女性就業支援員」を配置し、就労に関する悩みを抱えた女性のうち、特に子育て世代の女性に対する相談支援を行っており、小諸市においては「こもロッジ」で、月に 1 回女性就業支援員による「おでかけ相談会」を開催しています。また、ママ向けのインターンシップも実施しています。

②ひとり親家庭への支援

生活の安定と自立支援のため、児童扶養手当等各種手当の支給や、相談等の支援を行います。

事業等	担当部署	取組内容
児童扶養手当(国)	厚生課	父母の離婚などの理由により、父、または母と生計を別にしている 18 歳到達の年度末までの児童を養育している父、母や、父母に代わって養育をしている方に手当を支給します。
福祉医療給付(市)	厚生課	母子・父子家庭の方などを対象に、医療保険を使い、病院・歯科医院・薬局などで支払った医療費の負担金の一部を助成します。
児童手当	厚生課	15 歳になった後の最初に迎える 3 月 31 日まで(中学校修了前)の児童を養育している方に支給します。
就学援助	学校教育課	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して・給食費・学用品費・通学用品費・校外活用費・修学旅行費・新入学用品費の就学上必要な経費の一部を援助します。
母子寡婦福祉資金貸付制度	厚生課(受付) 長野県	母子家庭及び寡婦の方を対象に、就職に必要な資金、子どもの高校・大学への進学に伴う修学資金などの貸付を長野県が行っています。
ひとり親家庭の生活・就労の相談	厚生課	ひとり親家庭の生活の相談や、ひとり親家庭の就業及び自立支援を図るための就労支援を行います。
ながの子育て家庭優待パスポート	子ども育成課	子育て世帯に対し、買物の際に割引など各種サービスを利用できる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」を、県と小諸市との連携・協働により実施しています。店舗によってサービス内容が異なるため、「協賛店舗検索サイト」、「協賛店舗検索アプリ」で詳細を知ることができます。
子育て中のママ応援 子育て期の女性就業相談	長野県地域振興局	長野県では、地域振興局に「女性就業支援員」を配置し、就労に関する悩みを抱えた女性のうち、特に子育て世代の女性に対する相談支援を行っており、小諸市においては「こもロッジ」で、月に 1 回女性就業支援員による「おでかけ相談会」を開催しています。また、ママ向けのインターンシップも実施しています。

③補足給付事業

幼稚園保護者等の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、副食費（おかず・おやつ）、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年 10 月からの幼児教育・保育無償化に伴い、私立幼稚園の低所得世帯に対する副食費補助を開始し、継続的に実施していきます。

＜量の見込み及び確保の方策＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	102 人	99 人	99 人	98 人	96 人
確保内容	102 人	99 人	99 人	98 人	96 人

④奨学金制度

高等学校及び大学等への進学のために奨学金を貸与及び給付する事業です。

制　度	形 態	内　容
小諸市大津秀子奨学金	貸与型	学校教育法に規定する高等学校、大学及び高等専門学校（通信制の課程を除き、大学にあっては、通信制の課程のほか、専攻科、別科及び大学院を除く。）の 在学者または進学者 高等学校 15,000 円／月額 高等専門学校 20,000 円／月額 大学 30,000 円／月額
小諸市あさま奨学金	給付型	学校教育法に規定する大学（専攻科、別科、大学院、通信制を除く）の進学者 大学 40,000 円／月額

⑤子どもの貧困に関する取組の推進

子どもの貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要がありますが、中でも個別の子どもに関する情報を多く保有する市町村の役割は重要となります。

貧困の世代間連鎖を断ち切るべく、福祉や教育等の施策取組の過程で得られる子どもたちの状況に関する情報を活用し、抱える困難を早期に把握し、必要な支援につながるよう、相談支援体制を充実するとともに、家庭や学校、地域や関係機関・団体等と連携して必要な支援の充実を図ります。

（２）地域社会における子育て支援

育児中の親が、仕事と子育てを両立できるよう、企業を含めた地域社会の子育てに対する理解と支援の拡充を図ります。

①ファミリーサポートセンター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

小諸市では、小諸市社会福祉協議会に委託し、令和２年度より事業を開始します。

＜量の見込み及び確保の方策＞

令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策		量の見込み	確保方策	
実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数	実人数	実人数	施設数
100 人	100 人	1か所	100 人	100 人	1か所	100 人	100 人	1か所	100 人	100 人	1か所	100 人	100 人	1か所

②ワークライフバランスの推進

企業・事業主に対し、託児施設の設置、働き方改革による時間外勤務縮減等の労働環境の整備促進、また、就業規則へ育児休業制度の規定の設定、短時間勤務制度の利用促進等について啓発を行い取り組みの促進を図ります。

ワークライフバランスの啓発促進に、行政と企業が連携・協力をしながら、積極的に取り組んでいく必要があります。

そのため、国は少子化対策として子育て支援に積極的に取り組む企業等へ「くるみん」（子育てサポート企業）、「プラチナくるみん」（両立支援の制度の導入、高い水準の取組を行っている企業）を認定しています。市としても認定マーク「くるみん」「プラチナくるみん」の紹介・普及を図ります。

③男女共同参画の推進

男女が性別に関係なく、家庭、地域、職場、学校等あらゆる分野において、個性と能力を発揮し、心身ともに豊かに伸びやかに暮らせる真の男女共同参画社会の実現を目指します。

また、小諸市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を推進するため、令和２年度に「男女共同参画プラン７」を策定し、男女共同参画推進セミナーを開催します。

事業等	担当部署	取組内容
小諸市男女共同参画セミナーの開催	人権政策課	ワーク･ライフ･バランスの推進や男女共同参画の視点に立ったセミナー等を開催します。

（３）安全・安心な環境整備

子どもを交通事故や犯罪から守る環境を整備し、子どもが安全・安心に過ごせる環境づくりを推進します。

①安全・安心な生活環境の整備

児童の安全・安心な生活環境の確保のため、登下校・通学環境の整備、防犯対策や各施設の適正な管理について関係機関と連携して取り組みます。

事業等	担当部署	取組内容
通学路等の交通安全確保	学校教育課 関係各課	通学路等の交通安全を確保するため、交通安全施設の整備と、運転者に対するスクールゾーン等の周知徹底に努めます。
通学路等の防犯活動の推進	学校教育課 関係各課	通学路等の安全を確保するため、防犯パトロールを実施するとともに、不審者などから子どもを守る「子ども110番の家」の設置を推進しています。今後も、地区青少年協議会や防犯協会によるパトロール等、地域住民が連携して防犯活動を推進します。
道路交通環境の整備	建設課	歩きやすい歩行空間の確保を図るため、歩道の段差解消、歩道の整備等を推進します。市内全域の道路照明灯の継続的な更新工事を行っていきます。
防犯対策の支援	危機管理課	犯罪の防止と通行の安全を図るため、区等が管理する防犯灯のLED化や、区等が実施する防犯対策に必要な消耗品、備品等への補助を行います。
公園の安全確保	都市計画課 関係各課	定期的な遊具の保守点検等により、児童が安心して遊べる安全な施設管理を行います。

第５章　計画の推進体制

１．市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政、幼稚園、保育所、小学校、その他子育てに関わる事業者、企業、関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、こうした関係者が連携を深め、情報の共有化を図り、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的かつ総合的に推進します。

２．市民や企業・関係団体等に分かりやすい子育て支援情報の発信

子育てを社会全体で支援していくためには、市民や企業、関係団体等の理解と協力が必要です。そのためには、本計画や様々な子育て支援施策が市民や企業、関係団体等に広く周知され、理解されることが何よりも重要です。

本計画の推進にあたっては、広報、市ホームページ、子育て支援冊子、各種相談施設などの様々な媒体を活用し、市民や企業、関係団体等に分かりやすい子育て支援情報を発信し、施策の実効性が高まるよう推進していきます。

３．進行管理

本計画の進行管理は、「小諸市子ども・子育て会議」において、施策・事業の実施・進捗状況に関する意見交換に加え、進捗状況の評価及び検証による改善を行うことにより、子育て支援施策・事業の適正な管理を図ります。

また、経済・社会情勢に大きな変化があった場合は、同会議にて、本計画の方向性や軌道修正を検討するなど、迅速かつ柔軟に対応していきます。

【PDCA サイクルによる評価・検証】

PDCA サイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、管理業務を継続的に改善していく手法のことです。

用語解説

【か行】

核家族	夫婦や親子だけで構成される家族。
確保内容 確保方策	子ども・子育て支援事業が適切に進むよう、量の見込みをもとに策定した、必要な施設数や事業量の整備計画。
教育・保育施設	認定子ども園、幼稚園、保育所を指す。
子どもセンター 「こもロッジ」	地域の子育て支援の拠点として、０歳～就学前の乳幼児とその保護者が楽しく遊ぶ子育て支援と小中高生が利用する児童館機能を兼ねた施設。親子で参加できるイベントの開催や、子育てに関する情報の提供、相談の受付等を実施している。
小諸市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第 77 条で規定された「審議会その他の合議制の機関」で、小諸市子ども・子育て支援事業計画への子育て当事者等の意見の反映を始め、市における子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するうえで重要な役割を果たすものであることから、設置された。本市のように、条例で設置した場合、関係者が政策プロセス(PDCA サ イクル)に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場として機能することが期待される。

【さ行】

佐久地域定住自立圏 協定事業	佐久市と圏域市町村が連携・協力しながら、圏域内の活性化を図る事業。
施設型給付	子ども・子育て制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する共通の財政措置。従来は保育所・幼稚園・認定子ども園に対し異なる財源から施設の経費等が給付されていたが、新制度では財政措置が一本化される。ただし、幼稚園は従来の財政措置との選択が可能。
児童館	児童福祉法第 40 条に規定されている児童厚生施設の一つ。地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的としている。
児童クラブ （放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切なあそびや生活の場を提供して、その健全な育成を図るための事業。児童館をはじめ、学校の余裕教室や学校敷地内の専用施設などで実施されている。地域により学童保育、学童クラブ、児童クラブ等の名称が使われている。
少子化	出生数の減少などにより、子どもの数や割合が減少すること。

【た行】

地域型保育給付	国の基準に沿って市町村が認可する小規模な保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に対する財政措置。
特定教育・保育施設	教育・保育施設の中で、子ども・子育て制度において施設型給付を受ける施設を言う。私立幼稚園の中で、施設型給付を受けず、従来の財政措置を選択する場合は含まれない。

【な行】

長野県地域振興局	「女性就業支援員」を配置し、就労に関する悩みを抱えた女性のうち、特に子育て世代の女性に対する相談支援を行っている長野県の部署。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う（幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ）施設。事業運営の形態により、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の４タイプにわかれている。また、すべての子育て家庭に対して相談事業や交流の場の提供などの子育て支援を行う。

【は行】

発達障がい	発達障がいはいくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、学習障がい、チック障がい、吃音（症）などが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通してる。同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくなく、そのため、同じ障がいがある人同士でもまったく似ていないように見えることがあり、個人差がとても大きい。
保育所	児童福祉法に定められた保育施設。保護者の就労や疾病等の理由により保育が必要な子を預かり、保育を行うことを目的とする。０歳から就学前までの子が対象。
保育認定	子ども・子育て制度において、保護者が保育所・幼稚園・認定子ども園などの利用を希望する際、市町村が保育の必要性を認定する。子どもの年齢や保護者の就労状況、疾病状況など客観的な基準に基づいて、１号認定から３号認定に区分され、認定区分によって利用できる施設等が異なる。

【や行】

養育支援	育児ストレスや産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対し不安や孤立感等を抱える家庭など、様々な原因で子の養育が困難となっている家庭に対して、個々の過程が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るための支援。関係機関と連携を図りながら、子育て経験者等による育児・家事の援助や保健師等による具体的な指導助言等を実施する。
幼稚園	学校教育法に定められた教育施設。幼児の年齢に合った環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。満３歳から就学前までの子が対象。長時間預かり、長期休み中の預かりも実施している。

【ら行】

ライフワークバランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを意味する。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかのサービス見込み量。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本としている。

資料編

１．小諸市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、小諸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（任務）

第２条　子ども・子育て会議は、法第 77 条第１項各号に掲げる事務その他市長が適当と認めた事項に関して検討を行い、その結果に基づき、市長に問題提起及び提言を行うことができるものとする。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員 25 人以内で組織する。

２　子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

３　委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

⑴ 教育委員

⑵ 識見を有する者

⑶ 子どもの保護者

⑷ 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者

⑸ 地域において子育ての支援を行う者

⑹ 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者

⑺ 市民

⑻ 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

４　前項第７号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成 22 年小諸市条例第１号）第３条第１号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長等）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門委員会）

第６条　子ども・子育て会議は、専門委員会を置くことができる。

２　専門委員会に属すべき委員及び臨時委員は、議長が指名する。

３　専門委員会に委員長を置き、当該委員会に属する委員の互選により選任する。

４　委員長は、当該委員会の事務を掌理する。

５　委員長に事故あるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

６　子ども・子育て会議は、委員会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

（議事）

第７条　子ども・子育て会議は、会長が招集し、及び主宰する。

２　子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前３項の規定は、専門委員会の議事に準用する。

（庶務）

第８条　子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会子ども育成課において処理する。

（補則）

第９条この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、議長が子ども・子育て会議に諮って定める。

２．小諸市子ども・子育て会議委員名簿

委員任期：令和元年７月１日～令和３年３月 31 日まで（敬称略）

職	氏　　名	所　　属　　等	備　　考
会　長	山 田　　英 治	小諸市区長会	
副会長	中 澤　　隆 治	小諸市民生児童委員協議会	
委　員	田 中　　隆 之	教育委員	
委　員	田 嶋　麻 衣 子	小諸市内私立５幼稚園保護者会	
委　員	児 玉　　哲 哉	小諸市公私立保育園保護者会	
委　員	平 川　　恵 奈	小諸市ＰＴＡ連合会	
委　員	佐 藤　さ や 香	小諸市子どもセンター利用者	
委　員	山 田　　伸	私立幼稚園連盟	
委　員	塩 川　智 枝 子	小諸市公私立保育園	
委　員	矢　嶋　　真	小諸市校長会	
委　員	原　　一　雄	市民公募	
委　員	眞 木　美 津 惠	市民公募	
委　員	太 田　　洋 子	市民公募	
委　員	小 山　　里 恵	小諸商工会議所	
委　員	中　込　　一	連合長野佐久地域協議会	
委　員	千 葉　　直 紀	学識経験者　上田女子短期大学	
委　員	市 東　　賢 二	学識経験者　上田女子短期大学	

３．小諸市子ども・子育て会議開催経過

日時・場所	内　　容
日時 令和元年７月１日（月） 午後７時～ 場所 小諸市役所第２会議室	第１回 小諸市子ども・子育て会議 委嘱書交付 協議事項 ・委員の任務 ・会長、副会長の選出 ・小諸市子ども子育て支援事業計画の説明 ・小諸市健康福祉審議会委員の推薦
日時 令和元年９月３日（火） 午後７時～ 場所 小諸市役所第２会議室	第２回 小諸市子ども・子育て会議 協議事項 ・子育て支援等に係る課題の洗い出し ・保育時間認定のための就労時間の下限値について
日時 令和元年 11 月６日（火） 午後７時～ 場所 小諸市役所第２会議室	第３回 小諸市子ども・子育て会議 協議事項 ・課題の洗い出しのまとめ ・計画の基本的な考え方 ・今後の事業量見込と事業方策について
日時 令和元年 11 月 24 日（日） 午前 10 時～ 場所 市民交流センター会議室	市民懇談会 ・計画策定の説明 ・講演会「これからの子育て施策の捉え方」 講師 上田女子短期大学 教授 市東 賢二 氏 ・パネルディスカッション「地域で支える子育て」
日時 令和元年 12 月 17 日（火） 午後７時～ 場所 小諸市役所第２会議室	第４回 小諸市子ども・子育て会議 報告事項 市民懇談会 協議事項 ・第２期小諸市子ども子育て支援事業計画（素案） ・パブリックコメント実施予定
日時 令和２年２月 26 日（水） 午後７時～ 場所 小諸市役所第２会議室	第５回 小諸市子ども・子育て会議 協議事項 ・パブリックコメントの結果 ・第２期小諸市子ども子育て支援事業計画まとめ ※新型コロナウィルス感染防止のため開催中止

第２期 小諸市子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和２年３月
発　行：小諸市教育委員会事務局 子ども育成課
〒384-8501
長野県小諸市相生町三丁目３番３号
TEL：0267-22-1700(代表)